

第3次京丹後市男女共同参画計画デュエットプランⅢ（案）

**すべての人が輝き、互いに支える
喜びあふれるまち**

～さらなる女性の活躍から豊かな未来を築く～

令和8年3月

京 丹 後 市

【目次】

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
(1) 国の動き	2
(2) 京都府の動き	3
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）への対応	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5

第2章 京丹後市の現状と課題

1 統計データに基づく京丹後市の状況	6
(1) 人口の状況	6
(2) 出生率の状況	7
(3) 世帯の状況	8
(4) 女性の労働状況	9
2 市民意識調査等の結果からみる市の現状	11
(1) 男女平等に関する意識について	12
(2) 女性の就労について	16
(3) 育児・介護との両立について	20
(4) 家庭における役割分担について	24
(5) 暴力や性犯罪について	27
(6) まちづくりにおける男女共同参画について	31
(7) 地域の防災活動への女性参画について	35
(8) 定住意向について	37
3 第2次計画の取組状況	38
4 現状から見える課題のまとめ	41

第3章 計画の内容

1 基本理念	46
2 基本方針	47
3 計画の体系	48

第4章 基本目標と施策の推進

基本方針Ⅰ 性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり	49
1 男女共同参画への関心と理解を広げるための取組を推進します	49
2 教育を通じて男女共同参画の大切さと自他を尊重する対等な関係づくりを促進します	50

基本方針Ⅱ 女性の活躍で切り開く、にぎわいと活気のあるまちづくり	51
1 まちづくりにおける意思決定の場への女性参画を推進します	51
2 女性が自分らしく輝ける環境づくりを促進します	52
3 ウェルビーイングの向上に向けた働き方と暮らしの両立を進めます	53
4 移住・定住につながる仕事と子育ての両立を進めます	53
5 災害等非常時における安全・安心の確保に向けた男女共同参画の視点を強化します	55
基本方針Ⅲ 健康と安心をわかちあう誰一人置き去りにしない共生のまちづくり	56
1 健康の維持と安心して子育てができる社会の構築を進めます	56
2 高齢者・障害者・外国人の社会参画と理解を促進します	56
3 ひとり親家庭等の自立支援と支援ネットワークを充実します	57
基本方針Ⅳ 思いやりで築く安心安全なまちづくり	58
1 あらゆる暴力・ハラスメントの発生防止と相談しやすい環境づくりを進めます	58

第5章 計画の進捗管理

1 重点目標の設定	59
2 推進体制の強化と施策の計画的な推進	62

資料編

1 京丹後市男女共同参画条例	63
2 京丹後市男女共同参画審議会委員名簿	69
3 計画策定の経過	70

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1999年（平成11年）6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、「21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題の一つ」として位置づけました。

この法律に基づき、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的かつ体系的に施策を整備・展開することが目指されました。その後、男女共同参画基本計画は5年ごとに見直され、2026年3月には「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。

本市においては、2006年（平成18年）に男女共同参画の方向性を示した「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン21」を策定し、男女がともに輝き、個性と能力を十分に発揮できるまちづくりに向けた取組を進めてきました。

さらに、2010年（平成22年）には、男女共同参画社会の形成に向けた取組を一層進めるため、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者、教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する基本的事項を定めた「京丹後市男女共同参画条例」を制定し、2011年（平成23年）7月に施行しました。

2016年（平成28年）3月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」の制定をはじめとする社会情勢の変化を受けて、「第2次京丹後市男女共同参画計画デュエットプランⅡ（以下「第2次計画」という。）」を策定し、男女共同参画の取組を総合的に推進する体制を整備しました。

このたび「第2次計画」が、2025年度（令和7年度）をもって計画の終期を迎えることから、国の「第6次男女共同参画基本計画」や、京都府の「KYOのあけぼのプラン（第4次）」、さらには社会情勢の変化や本市の現状を踏まえ、これからの10年間を見据えた「第3次京丹後市男女共同参画計画デュエットプランⅢ」を策定することとなりました。

2 計画策定の背景

丹後地域では、女性首長墓の大谷古墳（大宮町）にみられるように、古代から女性が社会を支え、重要な役割を果たしてきました。近世以降も丹後ちりめん産業の担い手として女性が活躍してきた歴史があります。

このような歴史的背景がある丹後地域で、2004年（平成16年）に京丹後市が誕生しました。現在、本市では、総人口の減少や少子高齢化の進行等の課題に直面しています。本市の持続的な発展には、性別に関わらず、誰もが社会の中で安心して生活し、活躍できる環境を整備していくことが重要です。

（1）国の動き

わが国においては、日本国憲法で法の下での男女平等がうたわれており、国連を中心とした世界の動きと連動しつつ、男女平等に向けて様々な取組が行われてきました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づき、「男女共同参画基本計画」2000年（平成12年）、「第2次男女共同参画基本計画」2005年（平成17年）、「第3次男女共同参画基本計画」2010年（平成22年）、「第4次男女共同参画基本計画」2015年（平成27年）を経て、「第5次男女共同参画基本計画」2020年（令和2年）が策定され、これらに基づく取組が推進されてきたところです。

また、**2026年（令和8年）3月には「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。同素案計画**には、目指すべき社会として、次の4点が示されています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

法制度においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正が行われ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が2015年（平成27年）に成立するなど整備が進められてきました。

女性に対する暴力の根絶に向けては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法^{*}）」の改正が重ねられるとともに、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」も改正されています。2023年（令和5年）のDV防止法の改正では、保護命令制度の拡充や違反の厳罰化などが定められ、さらに同年の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」により被害者保護や防止対策の強化が図られています。

また、**2018年（平成30年）**に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定さ

れ、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことが明記されました。加えて、**2020年（令和2年）**には「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、平常時から男女共同参画の視点をもつ重要性について示しています。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

（2）京都府の動き

京都府では、2001年（平成13年）から2010年（平成22年）までの計画期間で「新KYOのあけぼのプラン－京都府男女共同参画計画－」を策定しました。さらに、2004年（平成16年）には、男女共同参画推進に関する基本理念、府、府民及び事業者の責務、そして府の基本的施策等を定めた「京都府男女共同参画推進条例」を制定しました。

その後、2011年（平成23年）に「KYOのあけぼのプラン（第3次）」、2020年（令和2年）に「KYOのあけぼのプラン（第4次）」（計画期間：令和3～12年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進しています。

（3）持続可能な開発目標（SDGs）への対応

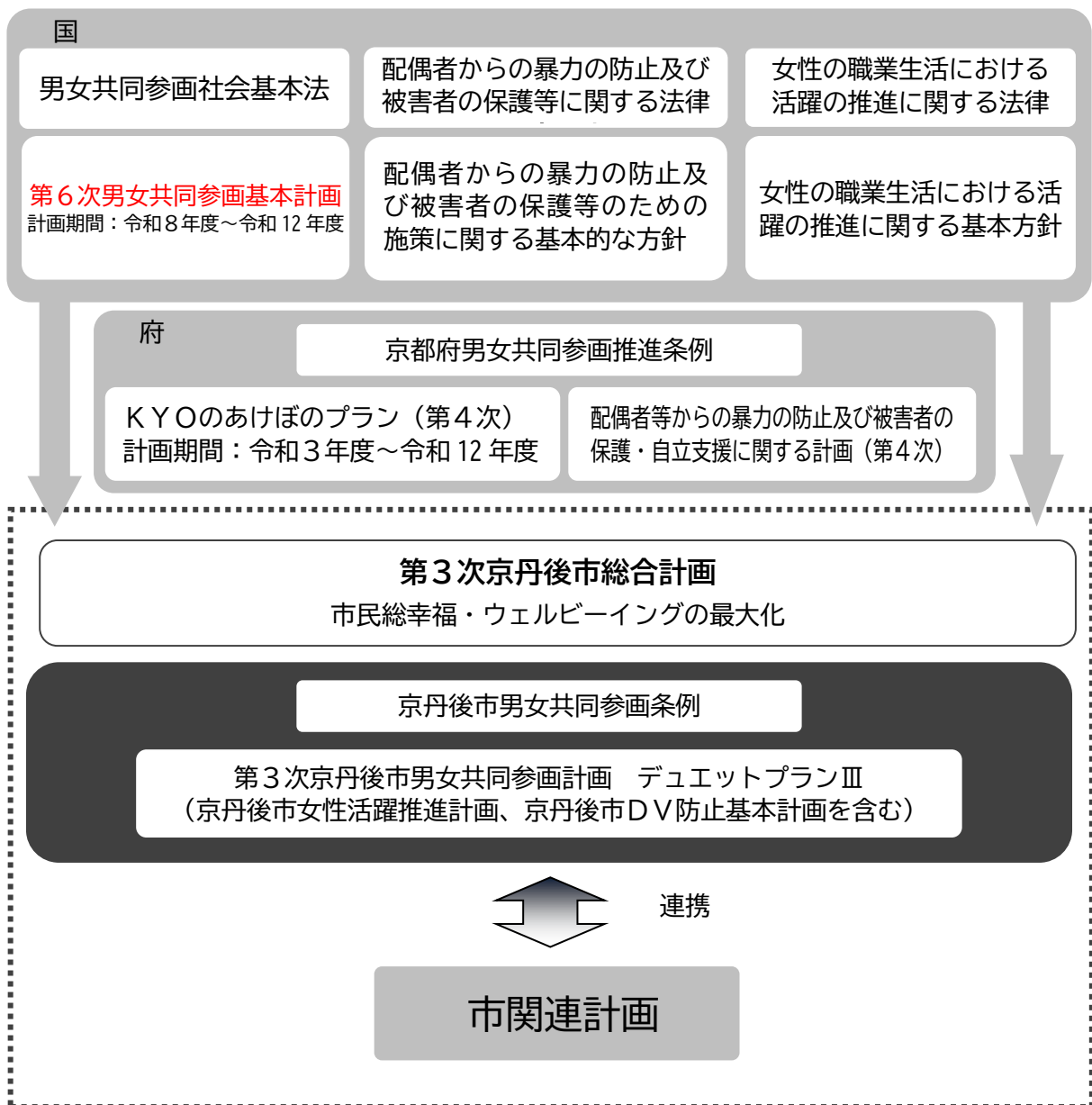
2015年（平成27年）9月、持続可能な社会・経済・環境を目指す世界共通の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が、国連サミットで加盟国193か国の全会一致で採択され、2030年（令和12年）の達成期限までにすべての国が17のゴールと169のターゲットに取り組むことが約束されました。ゴール5の「ジェンダー平等を実現しよう」はSDGsのすべてのゴールの実現に関わるものであり、本市においても男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させながら取組を進めていきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけるものとします。

また、国の「第6次男女共同参画基本計画」や京都府の「KYOのあけぼのプラン（第4次）」の内容を踏まえるものとします。

なお、「第3次京丹後市総合計画」を最上位計画として、福祉・教育・市民生活等各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定します。



4 計画の期間

本計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間とします。ただし、国内外の情勢や社会・経済環境の変化に柔軟に対応するため、具体的な事業内容や目標値などについては、計画期間の中間にあたる2030年度（令和12年度）末に見直しを行うこととします。

（年度）

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
調査	策定										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第3次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅢ </div>											
						中間 見直し					策定

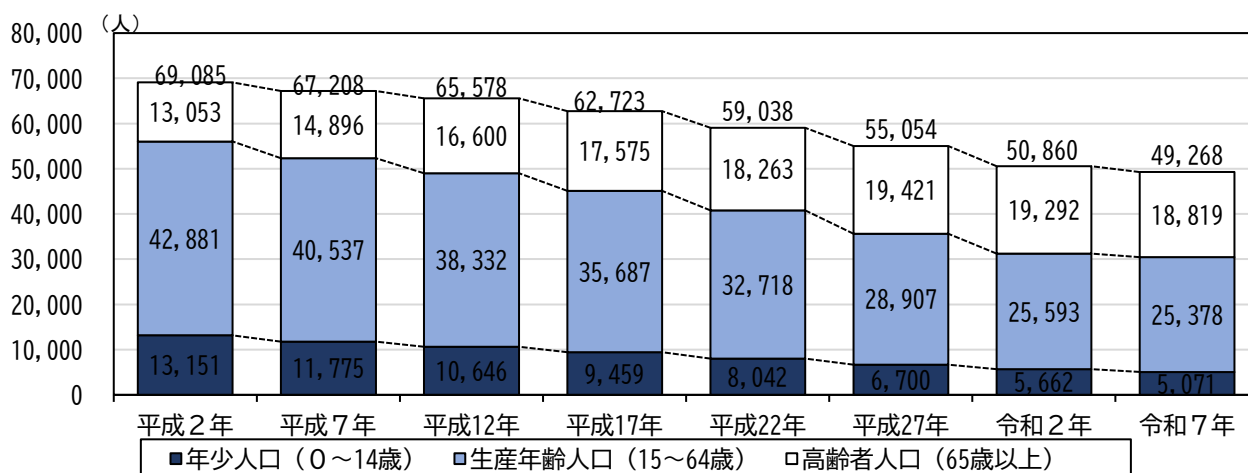
第2章 京丹後市の現状と課題

1 統計データに基づく京丹後市の状況

(1) 人口の状況

平成2年から令和7年にかけて総人口は減少しており、令和7年で49,268人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、人口に占める65歳以上の高齢者人口は増加しており、高齢化率は令和7年で38.2%となっています。15～64歳までの生産年齢人口は減少しています。

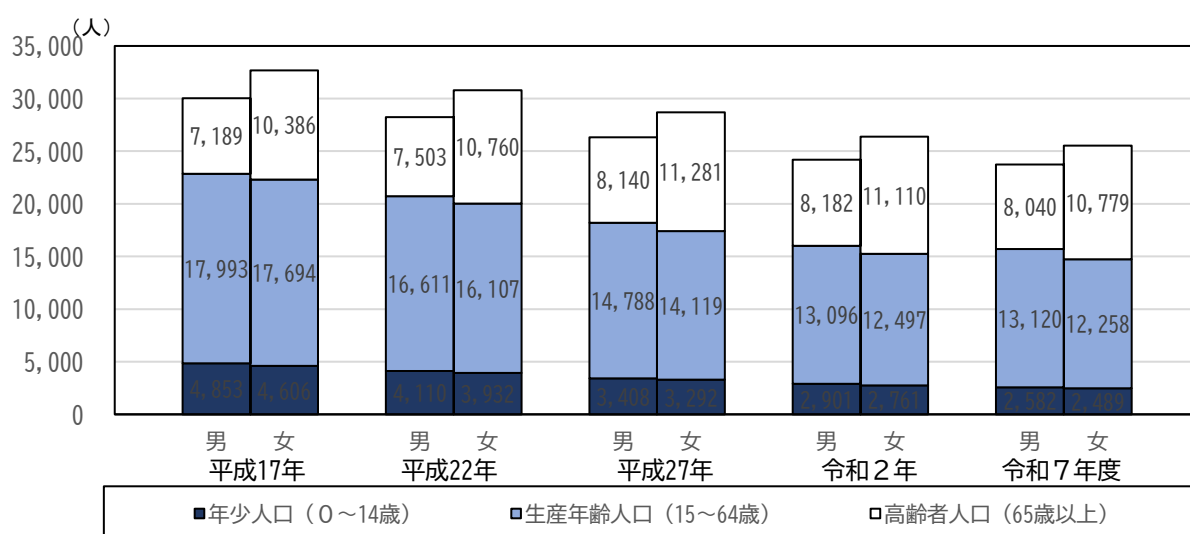
■年齢3区分別人口の推移



※総人口には年齢不詳人口も含むため、年齢内訳の合計に一致しません。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）、京丹後市推計人口（令和7年9月末現在）

■年齢3区分別人口の推移（男女別）

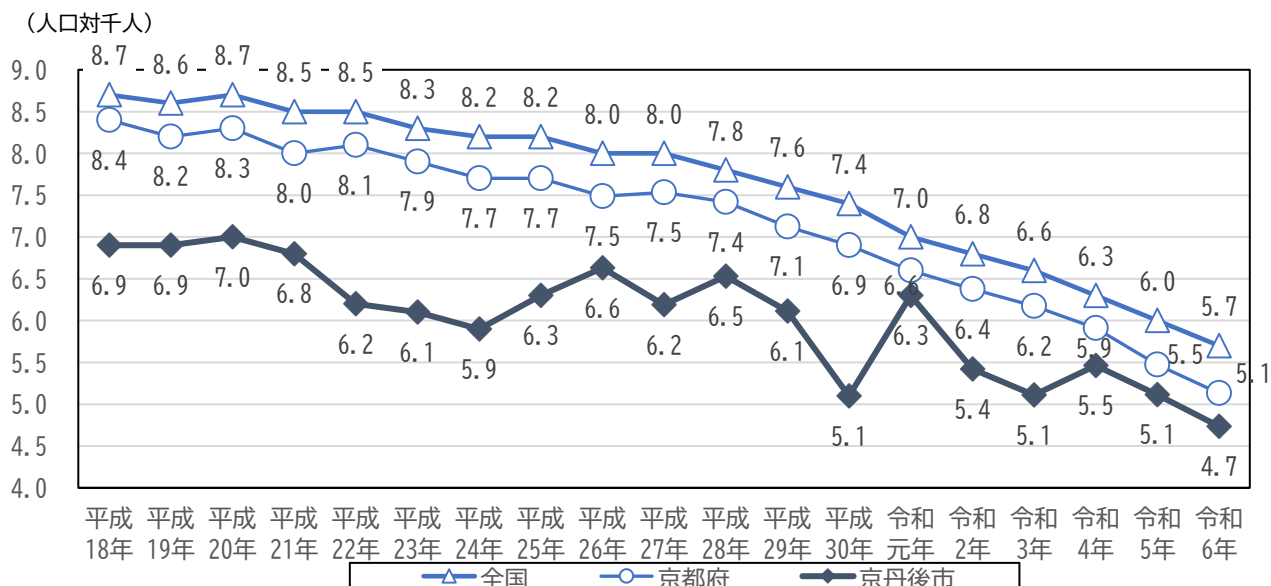


資料：国勢調査（各年10月1日現在）、京丹後市推計人口（令和7年9月末現在）

(2) 出生率の状況

出生率※の推移をみると、全国・府の水準より下回って推移しています。京丹後市は近年増減を繰り返しているものの、平成20年以降は減少傾向にあります。

■出生率の推移



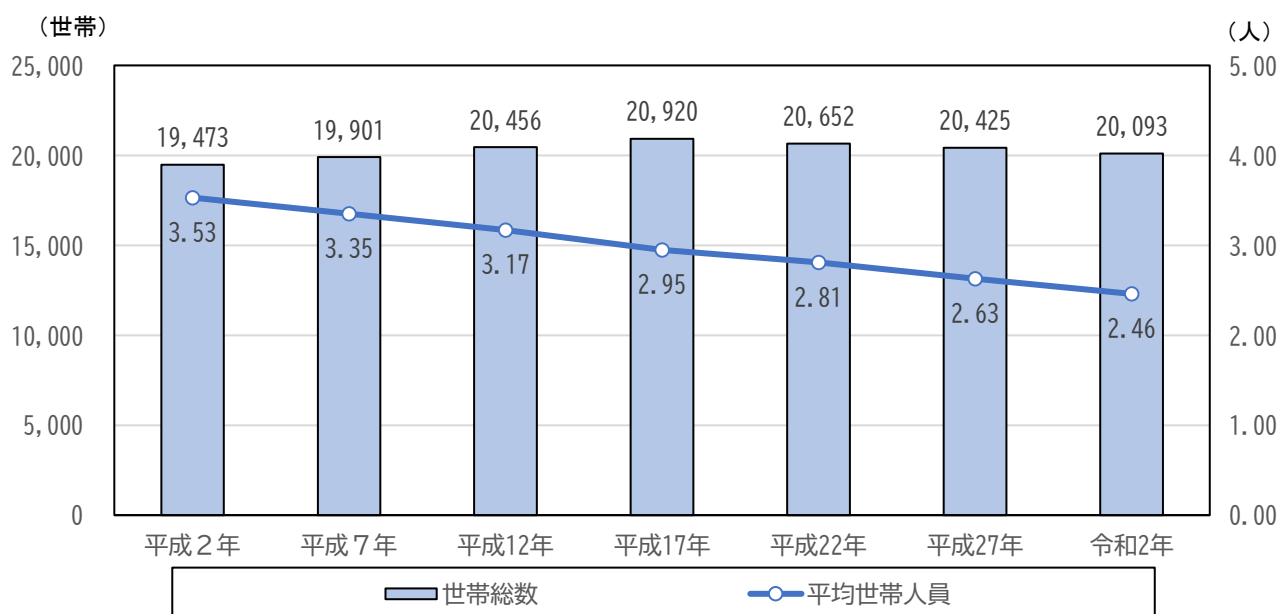
資料：住民基本台帳人口（各年12月末人口）、京都府人口総数、人口動態調査、住民基本台帳に基づく人口動態調査より算出
 ※出生率：人口1,000人あたりの1年間の出生児数の割合

(3) 世帯の状況

総世帯数と一世帯あたり人員数の推移をみると、総世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、一世帯あたり人員数は減少し続けており、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

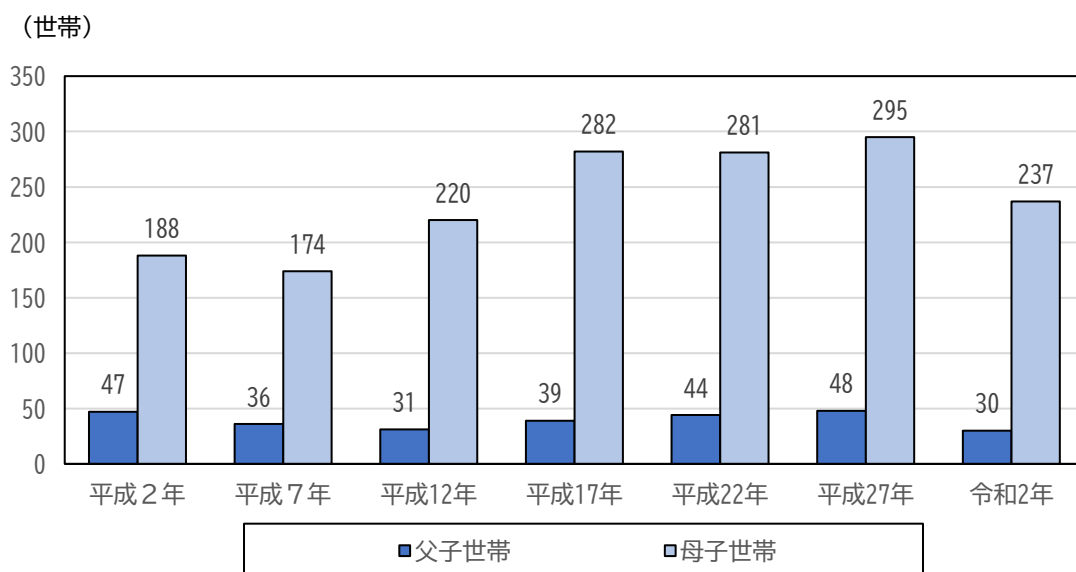
また、父子世帯及び母子世帯の推移をみると、父子世帯、母子世帯ともに増加傾向にありましたが、令和2年には減少の傾向がみられます。

■総世帯数及び平均世帯人員の推移



資料：令和2年国勢調査

■母子・父子世帯数の推移



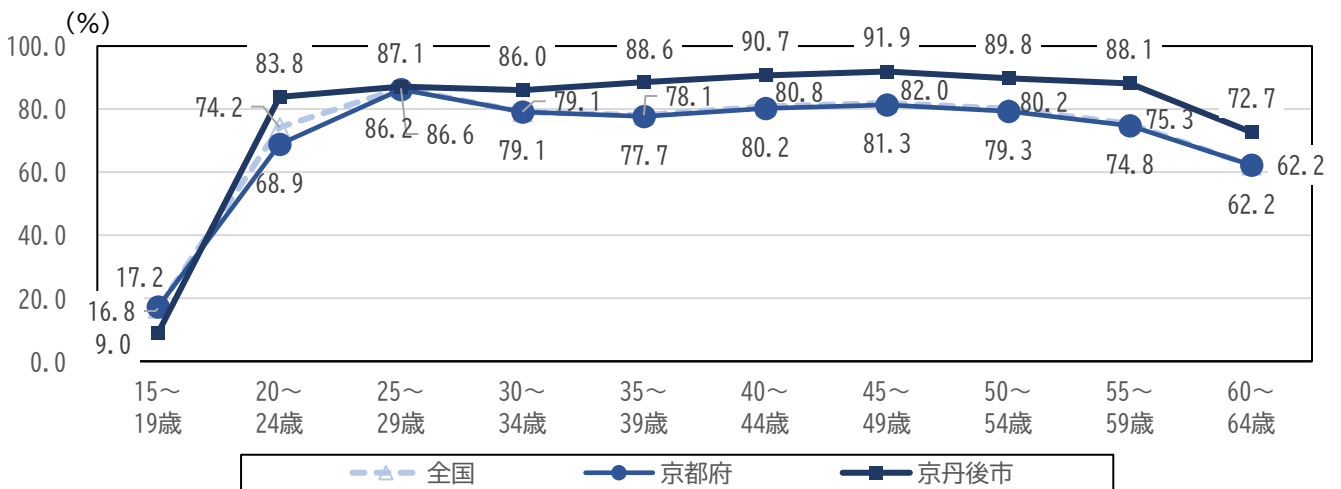
資料：令和2年国勢調査

(4) 女性の労働状況

女性の労働力率※をみると、女性の結婚・出産・子育て期にあたる30～34歳代で労働力率が低下する「M字カーブ」を描いているものの、ほぼ横ばいとなっています。全国、府と比較すると、京丹後市は20歳以降において労働力率が高い水準となっています。

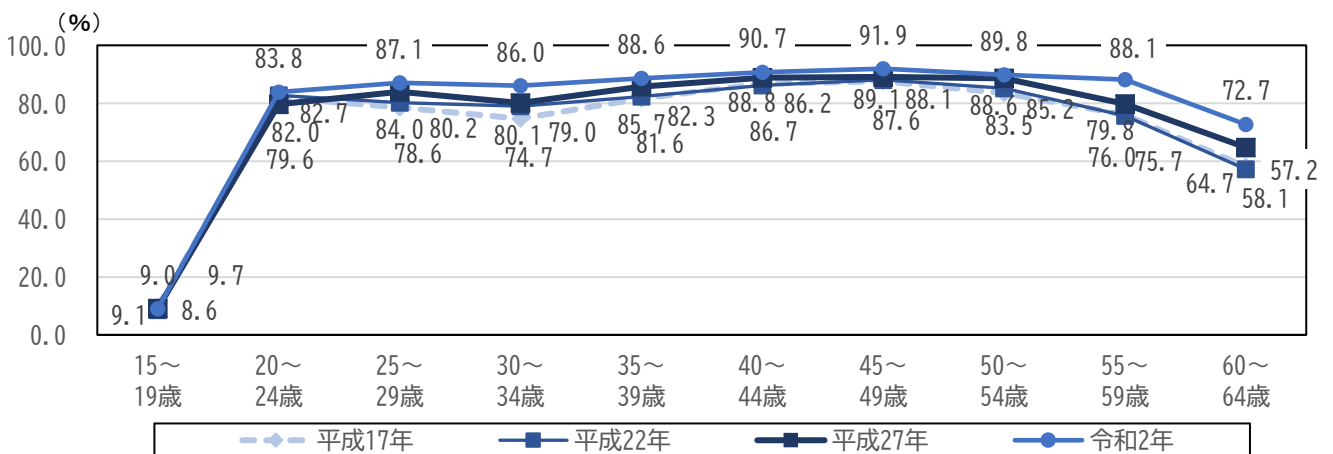
また、京丹後市における平成17年、平成22年、平成27年、令和2年の女性の労働力率を比較すると、令和2年以前と比較して「M字カーブ」が緩やかになっています。

■女性の年齢階級別労働力率の比較（令和2年、全国・京都府・京丹後市の比較）



資料：令和2年国勢調査

■京丹後市における女性の年齢階級別労働力率の比較（平成17年、平成22年、平成27年、令和2年）

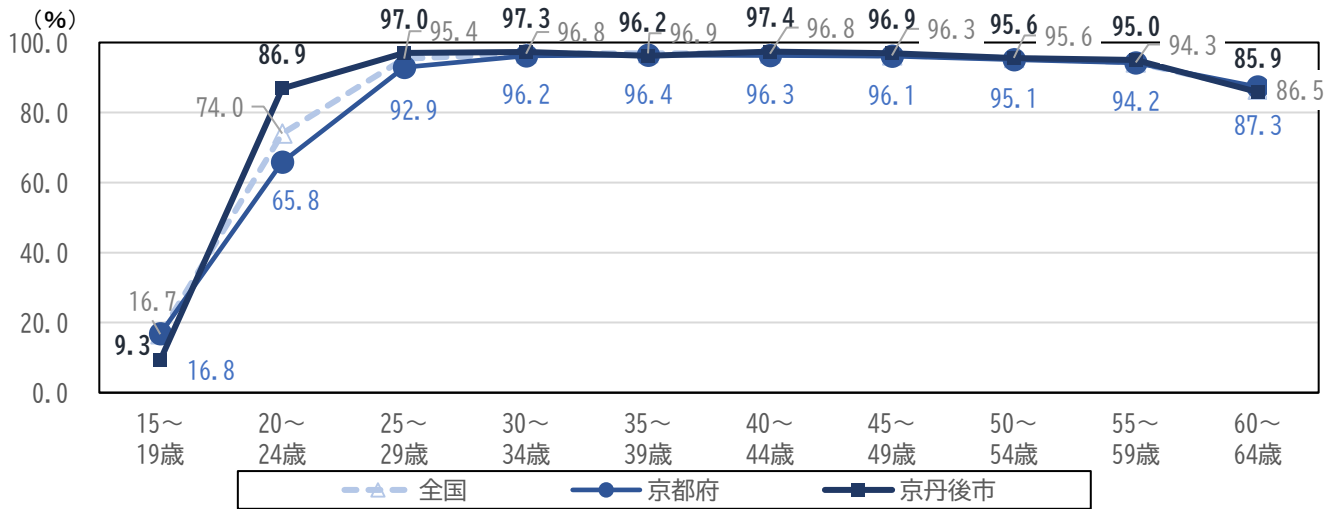


資料：令和2年国勢調査

※労働力率：生産年齢（15歳～64歳）人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

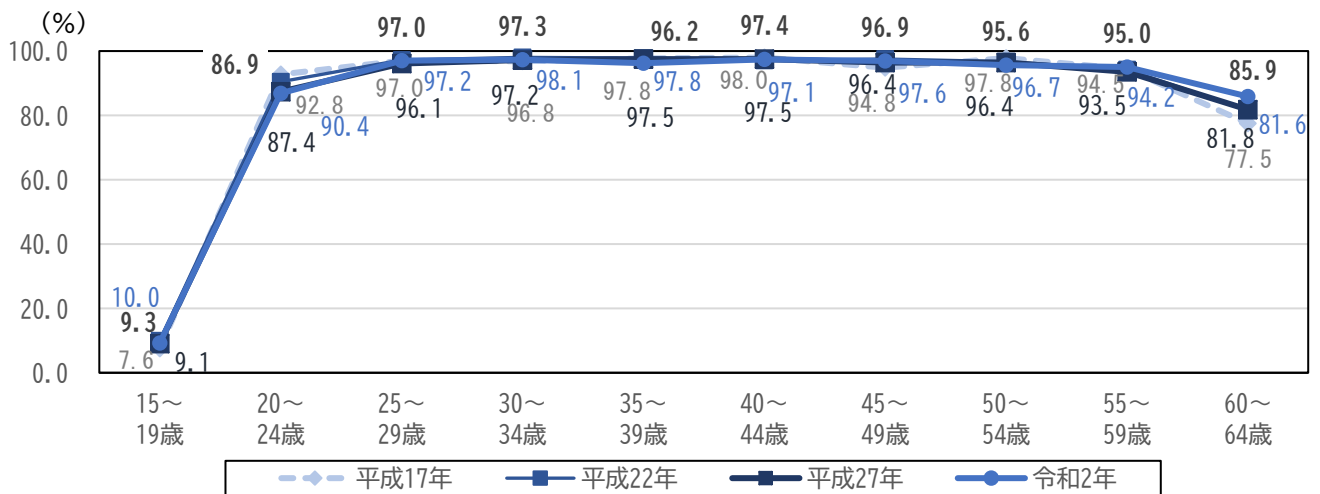
《参考》

■男性の年齢階級別労働力率の比較（令和2年、全国・京都府・京丹後市の比較）



資料：令和2年国勢調査

■京丹後市における男性の年齢階層別労働力率の比較（平成17年、平成22年、平成27年、令和2年）



資料：令和2年国勢調査

2 市民意識調査等の結果からみる市の現状

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、「第2次京丹後市男女共同参画計画」の進捗と本計画策定に向けて検討するうえでの基礎的な資料とすることを目的として、令和6年度に市民意識調査及び事業所調査を実施しました。各種調査結果から、特に本市の特徴がみえる結果について抜粋しています。

■「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」調査概要

調査対象：市内在住の21歳以上の男女

※ただし、調査当初は20歳以下も対象としていたため、21歳未満の回答が一部含まれる。

調査期間：令和6年9月1日～令和7年2月16日

調査方法：①各種団体やイベント等を通じて、二次元コード付きアンケート用紙を配布し、紙で回収
または二次元コードからWEB回答

②広報、市ホームページ、SNS（LINE）により、アンケートフォームへの回答を依頼

有効回収数：紙回収：168件 WEB回収：310件（計478件）

■「男女共同参画に関する事業所アンケート調査～男女共同参画社会の実現をめざした事業所意識調査」

調査概要

調査対象：市内に所在する従業員5人以上の事業所（京丹後市統計書 令和5年版を参照）

調査期間：令和6年9月2日～令和7年2月16日

調査方法：①市内各種事業所団体を通じてメール、HP等により、アンケートフォームへの回答を依頼

②広報、市ホームページ、SNS（LINE）により、アンケートフォームへの回答を依頼

※回答はWEBを基本とし、紙での提出も受け付けた。

有効回収数：紙回収：4件 WEB回収：54件（計58件）

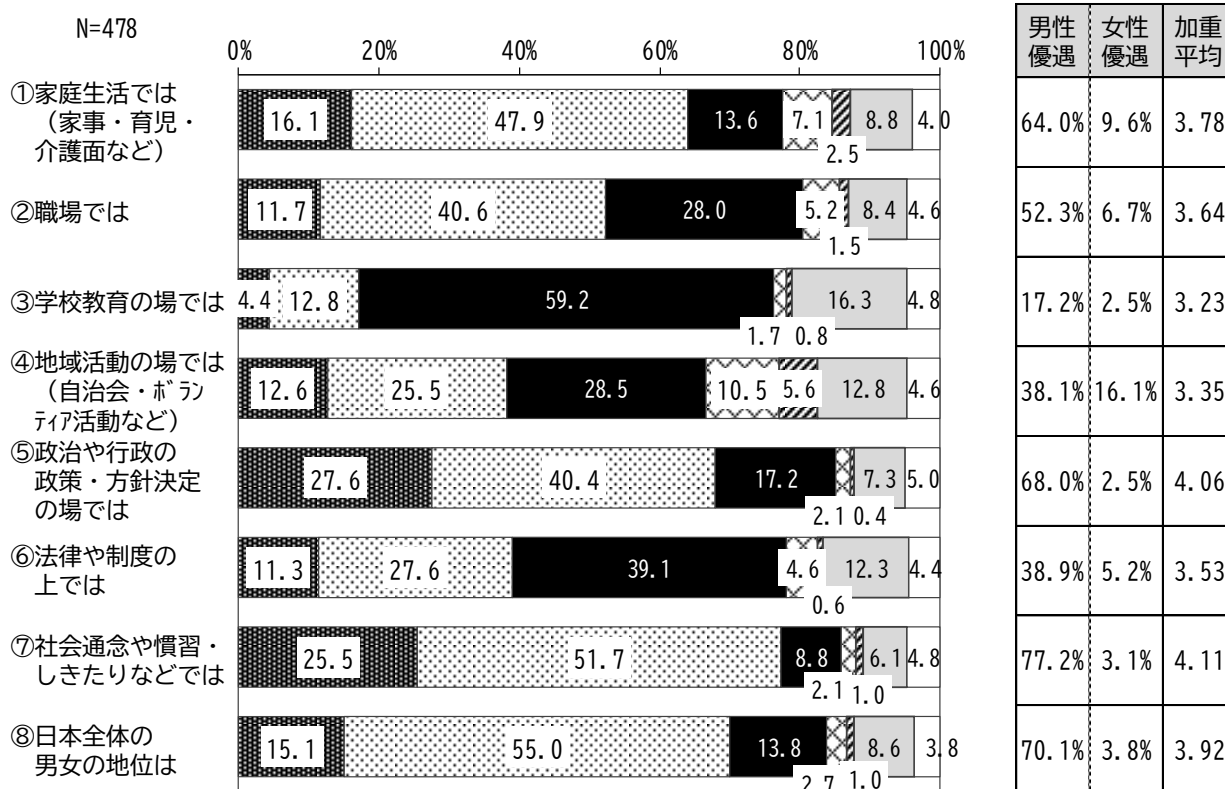
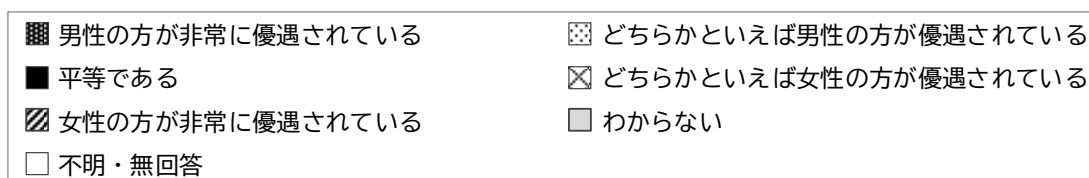
(1) 男女平等に関する意識について

①日常生活の多くの場面で「男性優遇」を感じている人の割合が過半数を占めている

男女平等の現状については、「①家庭生活では（家事・育児・介護面など）」「⑤政治や行政の政策・方針決定の場では」「⑦社会通念や慣習しきたりなどでは」「⑧日本全体の男女の地位は」では、「男性が優遇されている」（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が60%以上と高くなっており、次いで「②職場では」が52.3%となっています。

一方で、「平等である」が過半数となっている項目は、「③学校教育の場では」についての1項目だけで、59.2%となっています。

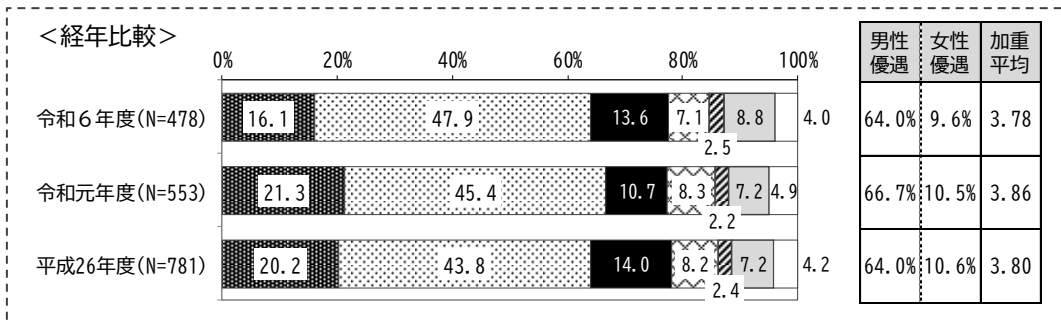
■男女平等の現状（単数回答）《R6 市民意識調査 問8》



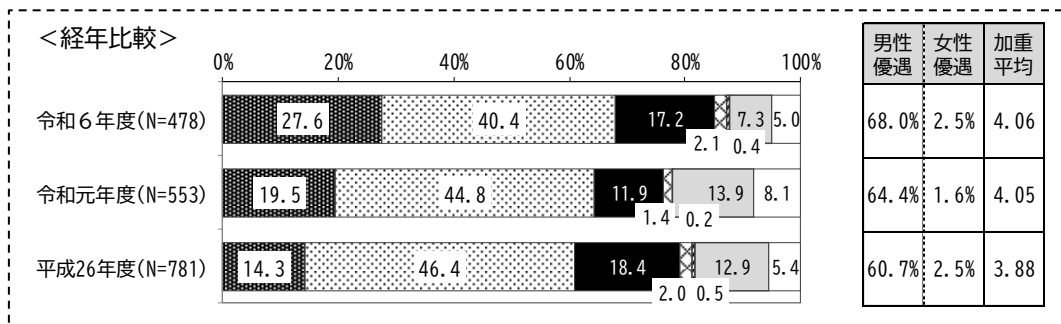
*加重平均 = (選択肢1×5点+選択肢2×4点+選択肢3×3点+選択肢4×2点+選択肢5×1点) / (選択肢6と不明・無回答を除く回答件数)
 [加重平均は5~1点で表され、5点に近いほど『男性優遇』、1点に近いほど『女性優遇』を示す]

【項目別経年比較（抜粋）】

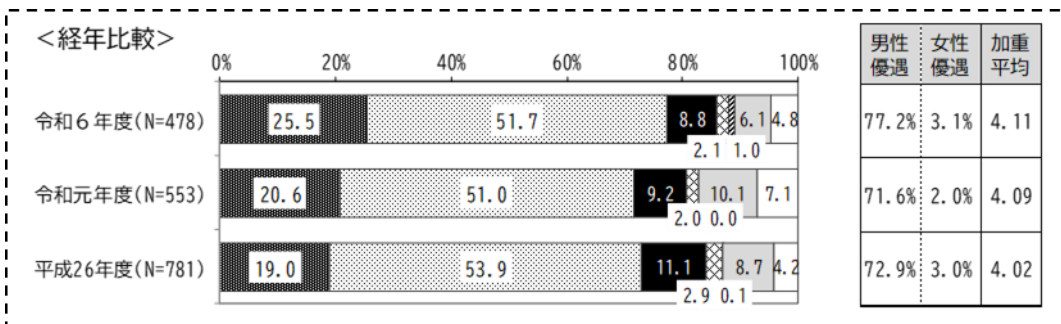
①家庭生活では（家事・育児・介護面など）では



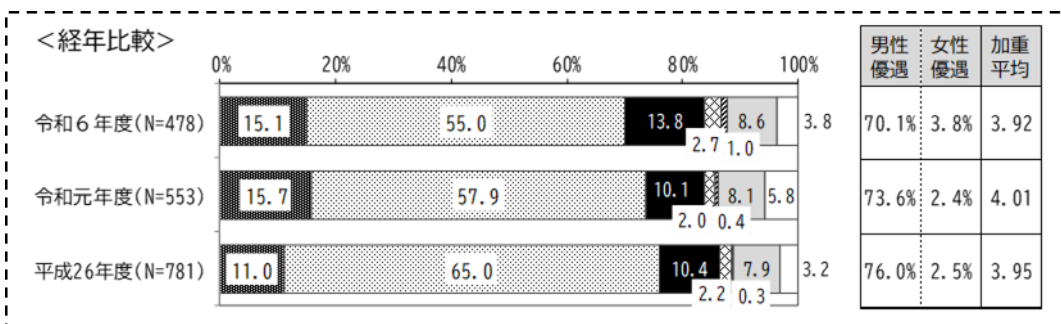
⑤政治や行政の政策・方針決定の場では



⑦社会通念や慣習・しきたりなどでは



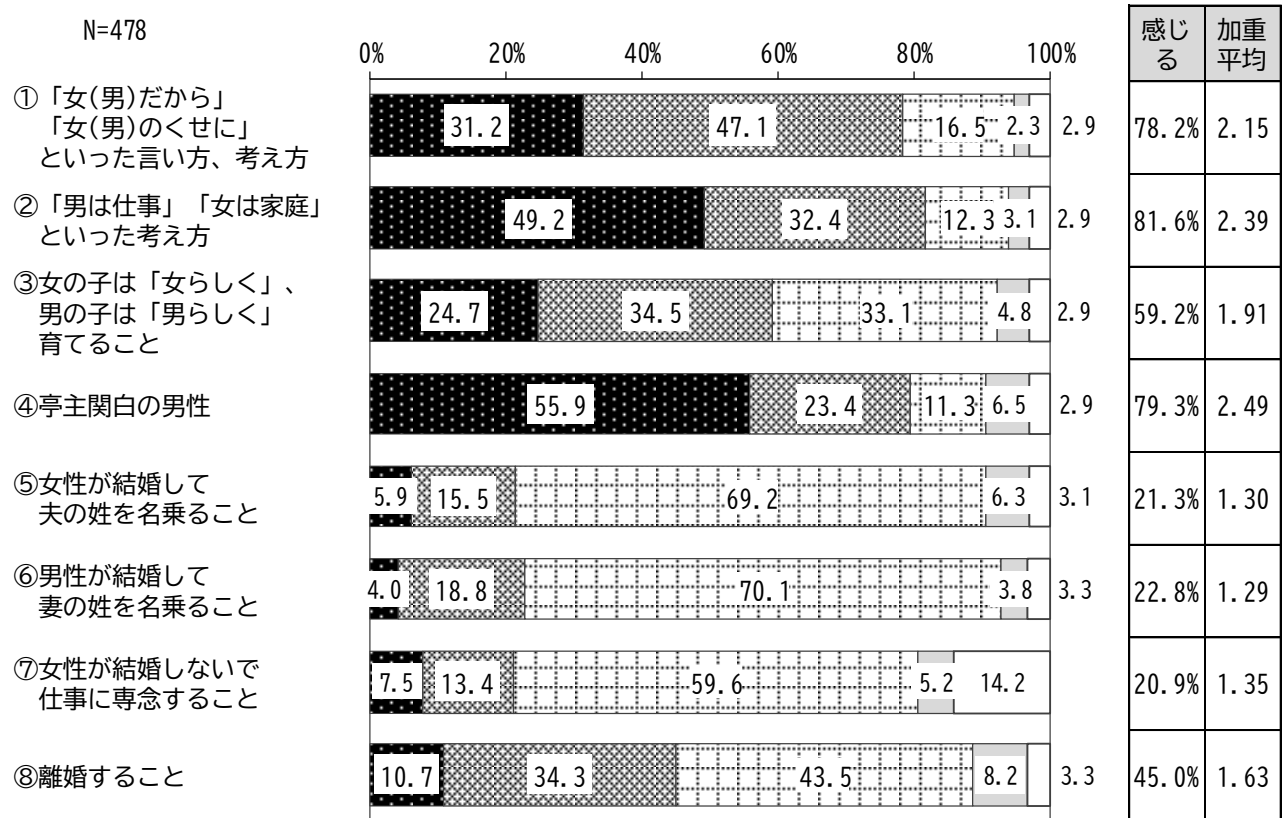
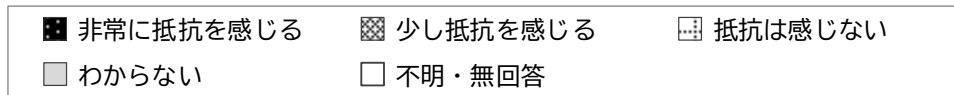
⑧日本全体の男女の地位は



②約8割の人が『男は仕事』『女は家庭』といった考え方に抵抗感がある

『女（男）だから』『女（男）のくせに』といった言い方、考え方 や「亭主関白の男性」「男は仕事』『女は家庭』といった考え方に「抵抗を感じる」（「非常に抵抗を感じる」「少し抵抗を感じる」の合計）は約80%と高い傾向にあります。

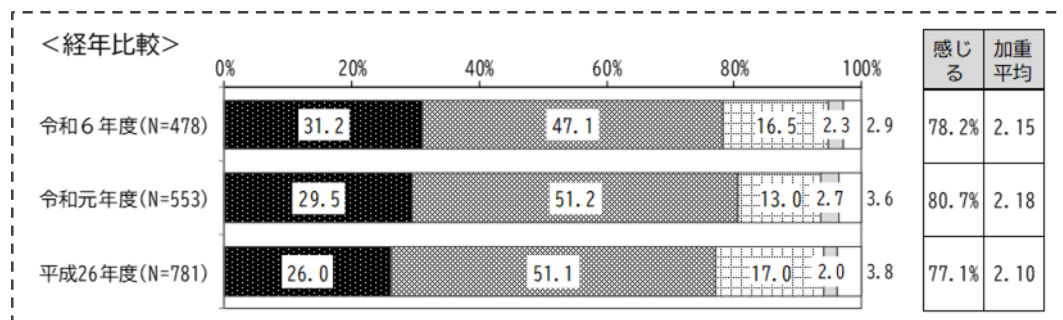
■項目別にみる男女平等の意識（単数回答）《R6 市民意識調査 問9》



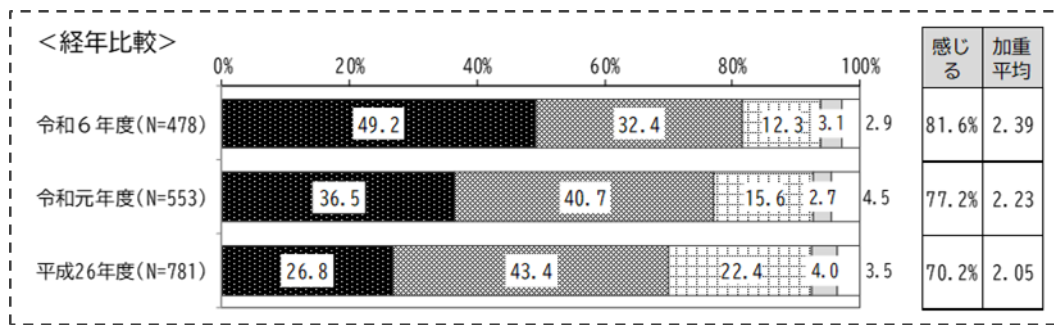
*加重平均＝（選択肢1×3点+選択肢2×2点+選択肢3×1点）/（選択肢4と不明・無回答を除く回答件数）
 [加重平均は3～1点で表され、3点に近いほど『抵抗感が高い』、1点に近いほど『抵抗感が低い』を示す]

【項目別経年比較（抜粋）】

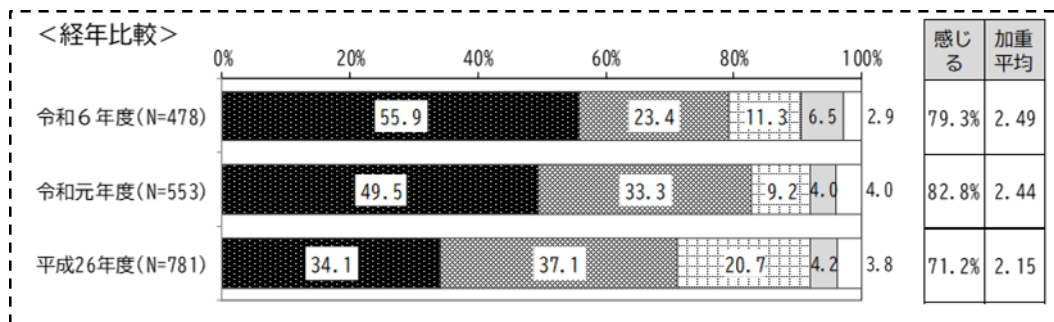
①「女(男)だから」「女(男)のくせに」といった言い方、考え方



②「男は仕事」「女は家庭」といった考え方



④亭主関白の男性

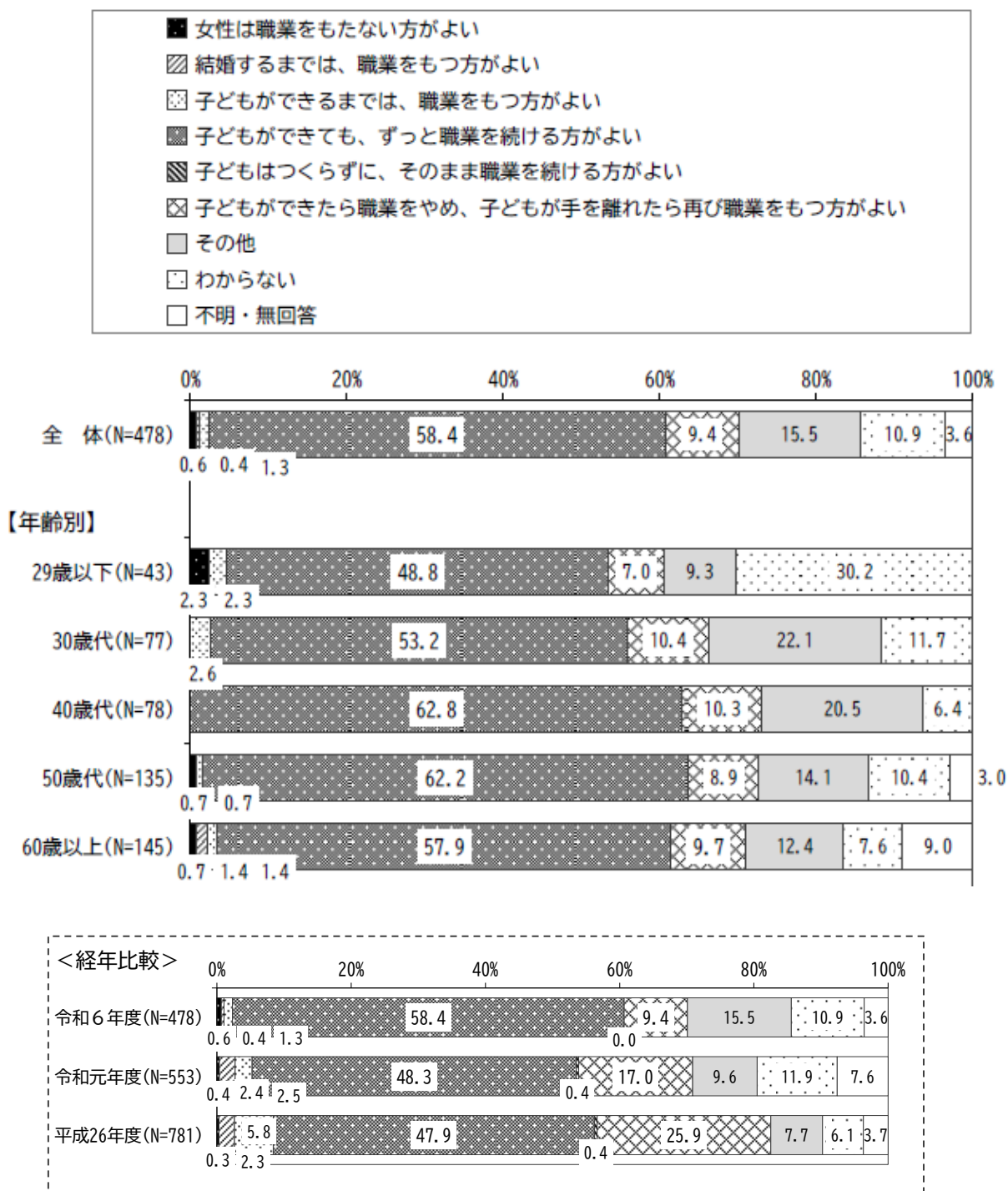


(2) 女性の就労について

①約6割の人が子どもができてもしっかりと職業を続ける方がよいと考えている

全体でみると、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が58.4%で最も多くなっています。年齢別でみると、すべての年齢で「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が最も多くなっています。29歳以下では「わからない」が約3割を占めています。

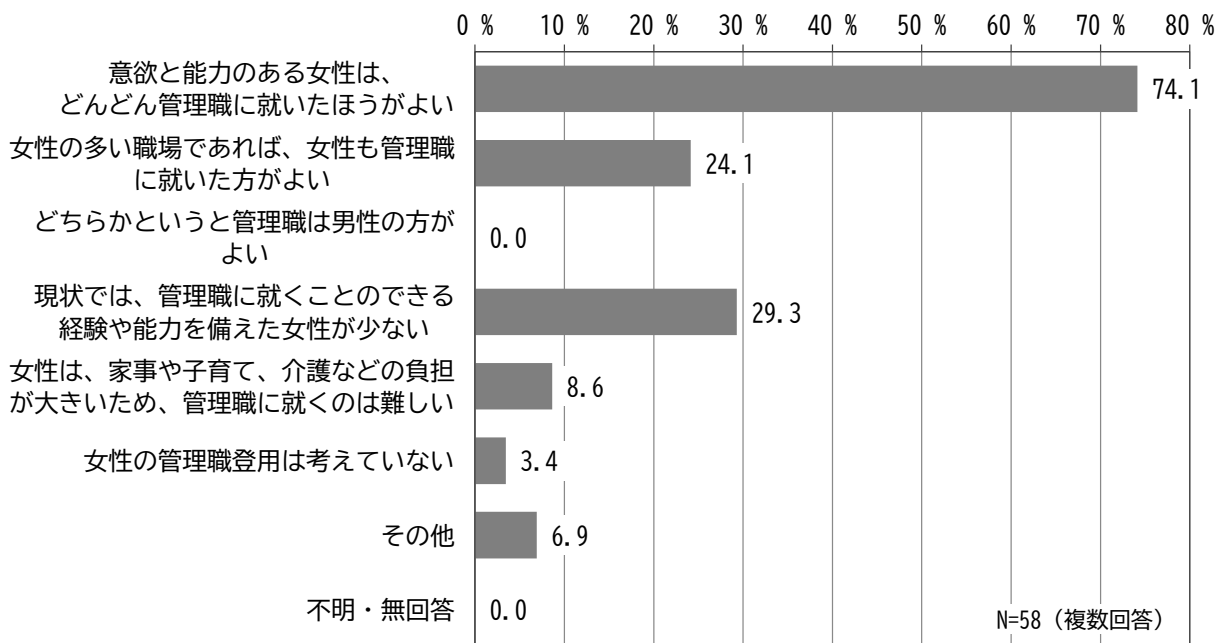
■女性が職業を持つことへの意識（単数回答）《R6 市民意識調査 問12》



②女性管理職の登用には女性自身の意欲向上や男女の意識改革が必要である

女性の管理職については、事業所では「意欲と能力のある女性はどんどん管理職に就いたほうがよい」が74.1%で最も多くなっています。女性の指導的立場への参画を高めていく手法については、「男性の意識改革を進める」が47.9%、「すべての仕事を男女がともに担い合うようにする」が41.4%、「女性の意識改革を進める」が40.2%となっています。

■女性の活用・登用について（複数回答）《R6 事業所アンケート調査 問5》

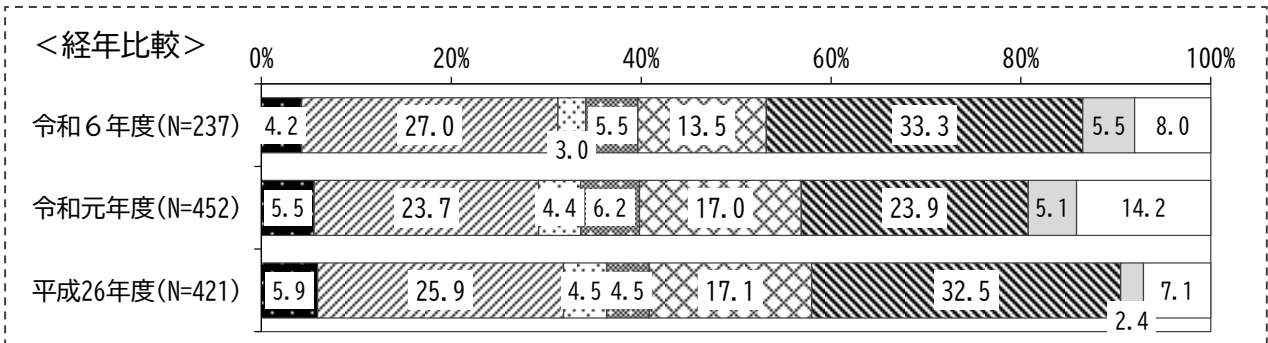
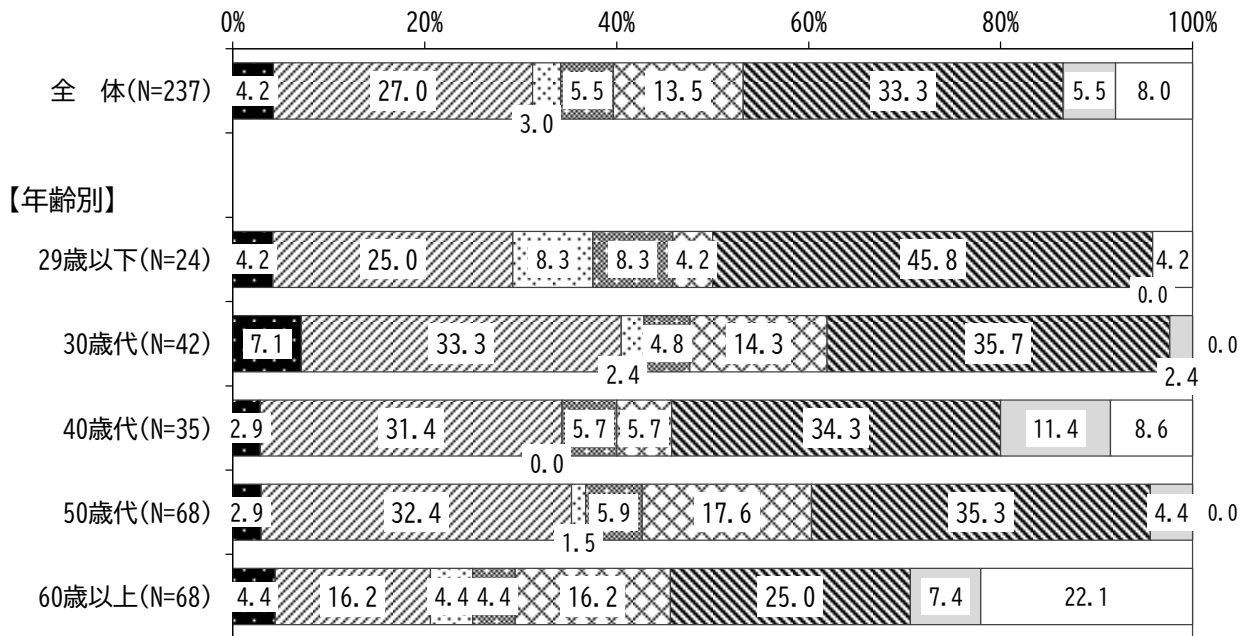
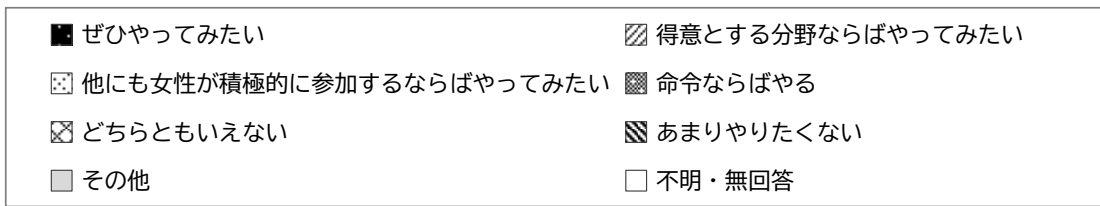


<経年比較>

(%) 複数回答 太字：上位3項目 (太字：最上位)	経年比較		
	令和6年度	令和元年度	平成26年度
回答事業所数	N=58	N=101	N=207
意欲と能力のある女性は、 どんどん管理職に就いたほうがよい	74.1	61.4	44.0
女性の多い職場であれば、女性も管理職 に就いた方がよい	24.1	19.8	17.9
どちらかという管理職は男性の方が よい	0.0	4.0	6.3
現状では、管理職に就くことのできる 経験や能力を備えた女性が少ない	29.3	23.8	30.0
女性は、家事や子育て、介護などの負担 が大きいため、管理職に就くのは難しい	8.6	9.9	15.0
女性の管理職登用は考えていない	3.4	11.9	12.1
その他	6.9	4.0	7.7
不明・無回答	0.0	5.9	9.7

※平成26年度の割合は、回答事業所数(不明・無回答を含む)を母数として再集計した結果

■女性自身の管理職への参加意欲《R6 市民意識調査 問15》



■女性の指導的立場への参画の手法（複数回答）《R6 市民意識調査 問14》

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	全体	男女別	
		男性	女性
回答者数	N=478	N=239	N=237
女性の教育や研修機会を充実する	24.1	18.0	30.4
女性の意識改革を進める	40.2	44.4	35.9
男性の意識改革を進める	47.9	43.9	51.9
一定の割合で女性管理職の登用を進める	22.8	23.8	21.5
プロジェクト・チームなどを発足する	6.7	7.1	6.3
すべての仕事を男女がともに担い合うようにする	41.4	46.9	36.3
その他	6.5	6.7	6.3
不明・無回答	2.5	0.8	4.2

<経年比較>

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	経年比較		
	令和6年度	令和元年度	平成26年度
回答者数	N=478	N=553	N=781
女性の教育や研修機会を充実する	24.1	23.3	25.2
女性の意識改革を進める	40.2	28.6	32.9
男性の意識改革を進める	47.9	39.4	40.6
一定の割合で女性管理職の登用を進める	22.8	20.4	16.3
プロジェクト・チームなどを発足する	6.7	8.5	7.2
すべての仕事を男女がともに担い合うようにする	41.4	40.7	37.4
その他	6.5	5.1	5.5
不明・無回答	2.5	7.4	5.4

(3) 育児・介護との両立について

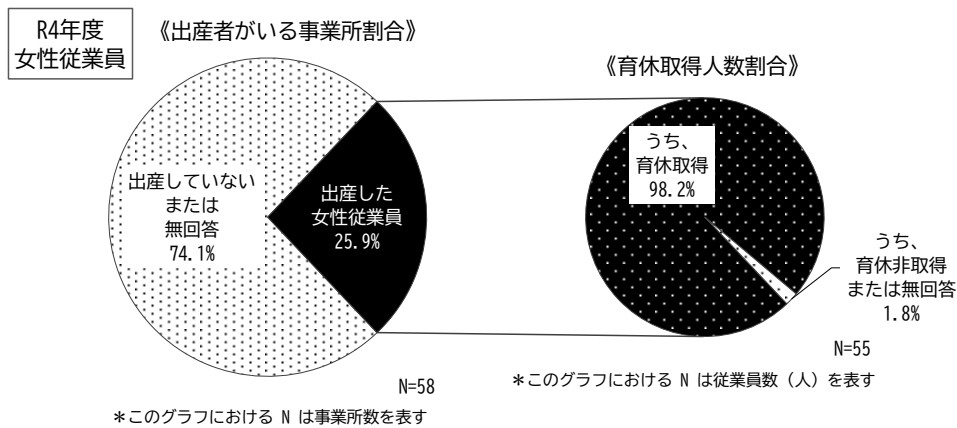
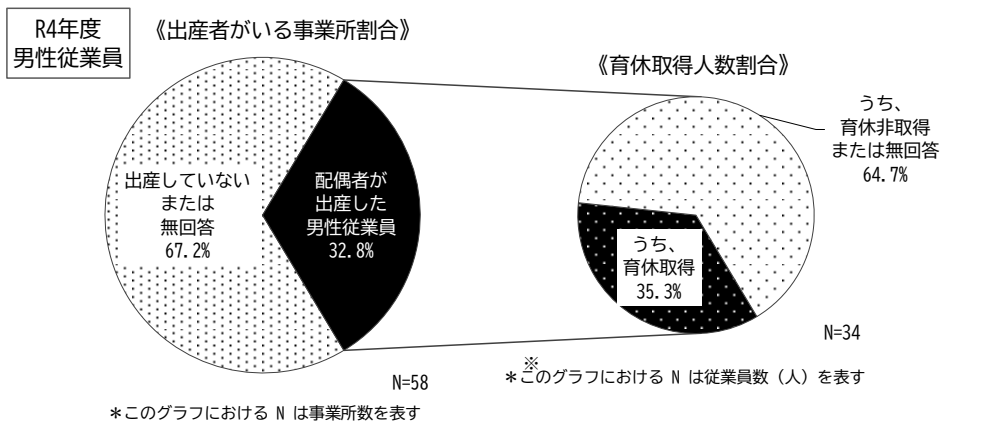
①男性の育児休業取得には、育児・介護休業中の代替要員の確保が課題である

育児休業取得状況について、令和4年度中の男性の育児休業取得率は35.3%、令和5年度中の男性の育児休業取得率は59.1%となっており、令和4年度よりも取得率が高くなっています。

一方、出産した女性従業員の育児休業取得率は、令和4年度は98.2%、令和5年度は93.5%となっています。

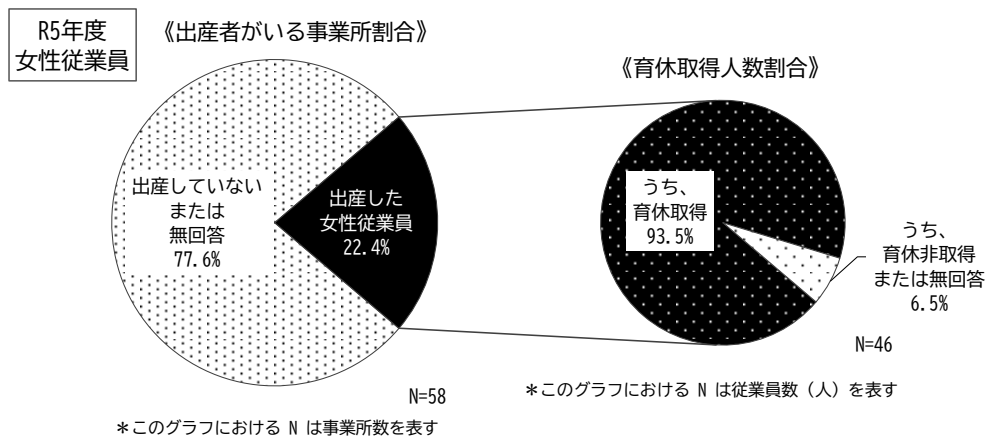
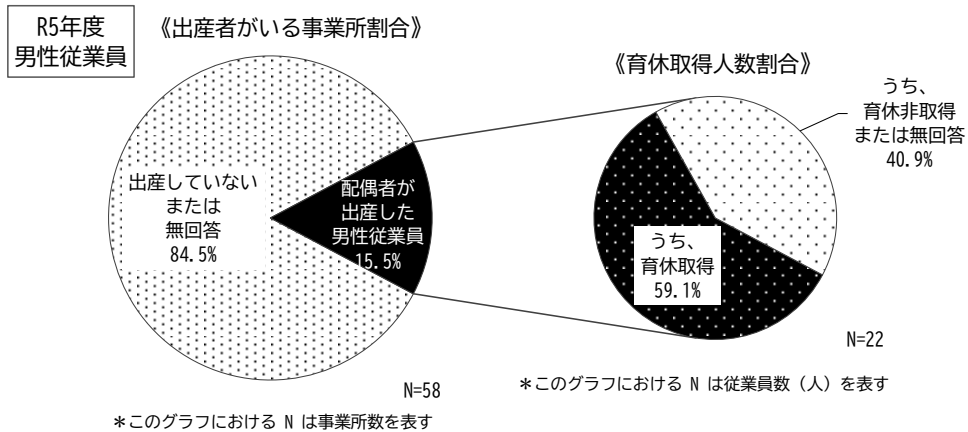
仕事と育児・介護の両立支援の問題点については、「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」が最も高く、次いで「業務の効率や質の低下」「休業による経済的な不安などから、従業員が利用を望まない」「日常的に労働時間が長い部門・事業所があること」等となっています。

■育児休業の取得状況（令和4年度、令和5年度）



事業所数		出産あり	出産なし	不明・無回答	従業員数	出産した従業員数	育児取得	非取得・無回答
男性従業員	58 事業所	19 事業所 32.8 %	38 事業所 65.5 %	1 事業所 1.7 %	男性従業員 34 人	12 人 35.3 %	22 人 64.7 %	
女性従業員	58 事業所	15 事業所 25.9 %	42 事業所 72.4 %	1 事業所 1.7 %	女性従業員 55 人	54 人 98.2 %	1 人 1.8 %	

令和4年度の育休の取得状況



事業所数		出産あり	出産なし	不明・無回答	従業員数	出産した従業員数	育休取得	非取得・無回答
男性従業員	58 事業所	9 事業所 15.5%	49 事業所 84.5%	0 事業所 0.0%	男性従業員 22 人	13 人 59.1%	9 人 40.9%	
女性従業員	58 事業所	13 事業所 22.4%	45 事業所 77.6%	0 事業所 0.0%	女性従業員 46 人	43 人 93.5%	3 人 6.5%	

令和5年度の育休の取得状況

■参考：育児休業の取得状況（全国）

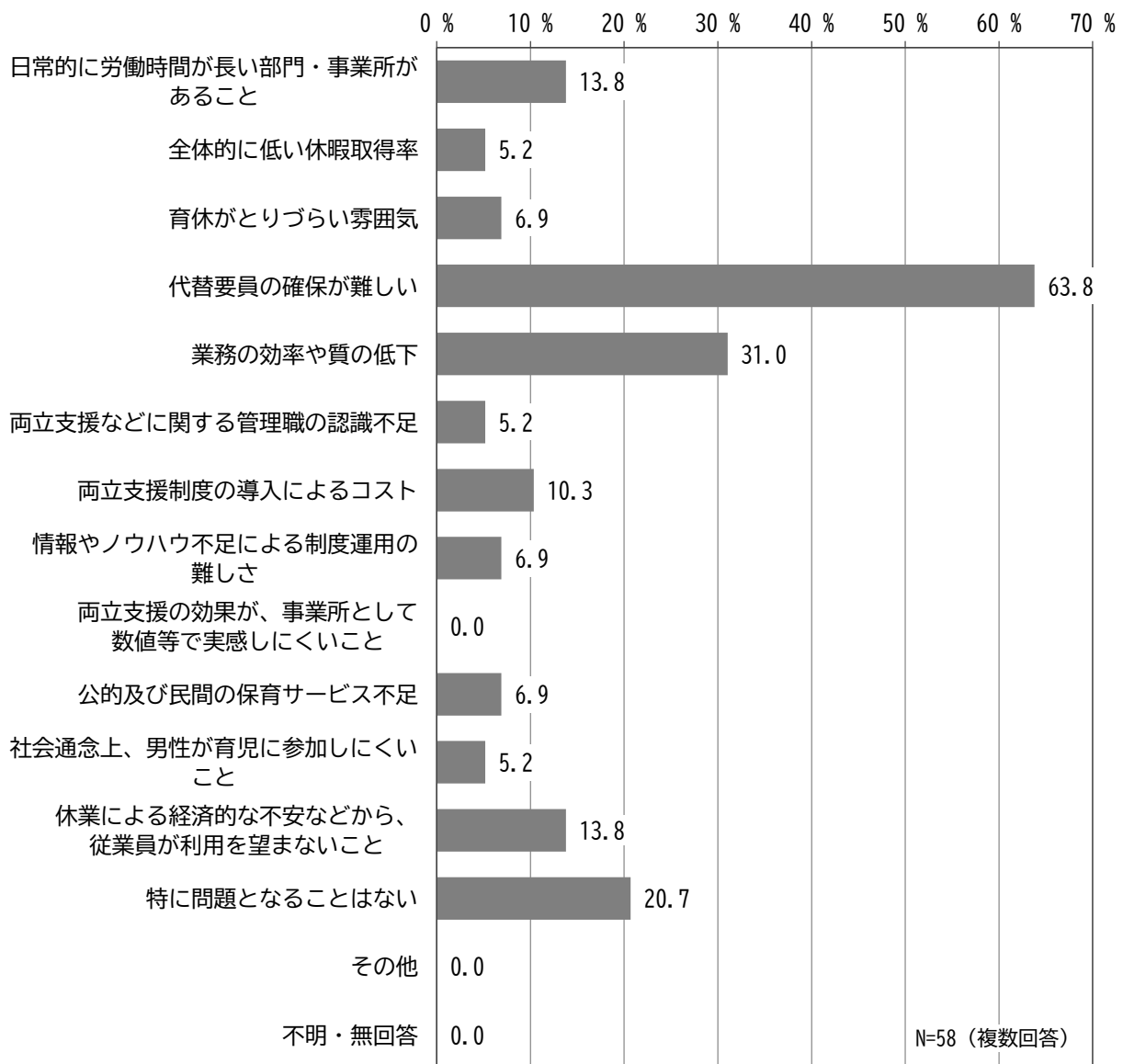
	令和4年度※1	令和5年度※2
《男性》 配偶者が出産した男性労働者のうち育児休業を取得した割合	24.2%	37.9%
《女性》 出産した女性労働者のうち育児休業者の割合	86.7%	87.6%

※1「育児休業者」は、令和2年10月1日～令和3年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点(令和4年10月1日)までに育児休業を開始した者(開始の予定の申出をしている者を含む。)をいう。

※2「育児休業者」は、令和3年10月1日～令和4年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点(令和5年10月1日)までに育児休業を開始した者(開始の予定の申出をしている者を含む。)をいう。

資料：令和4年度雇用均等基本調査、令和5年度雇用均等基本調査

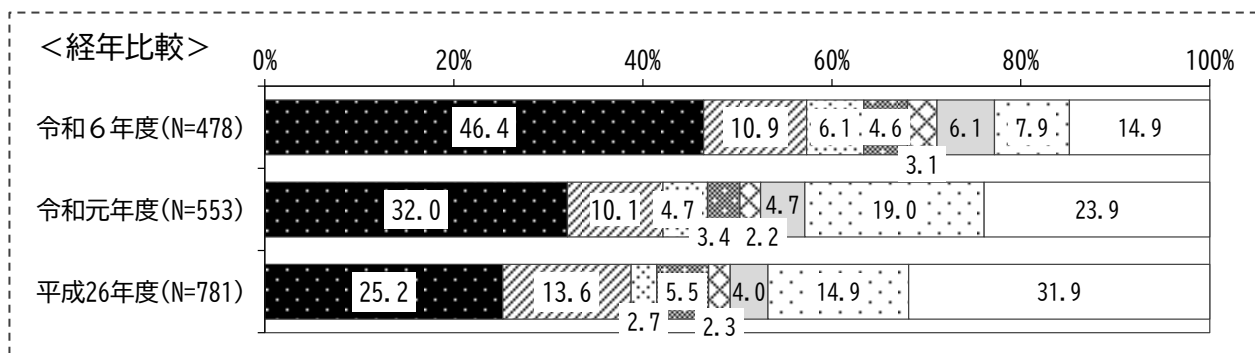
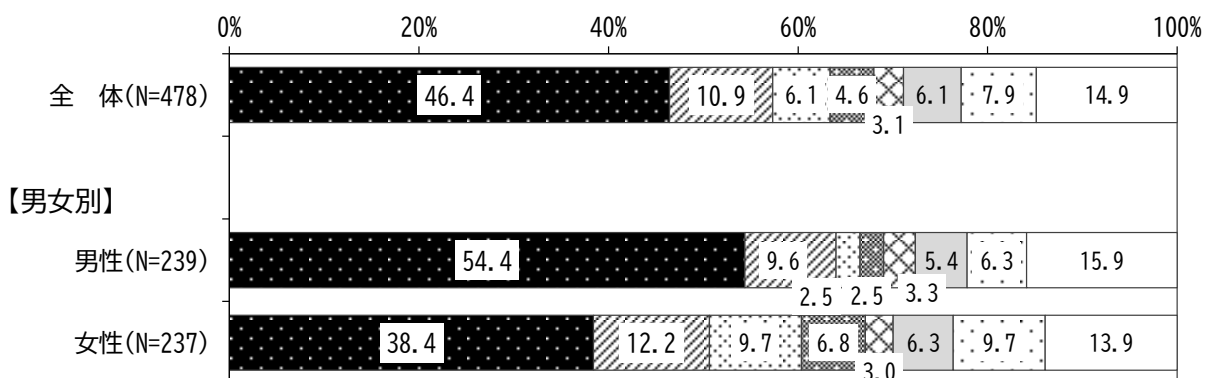
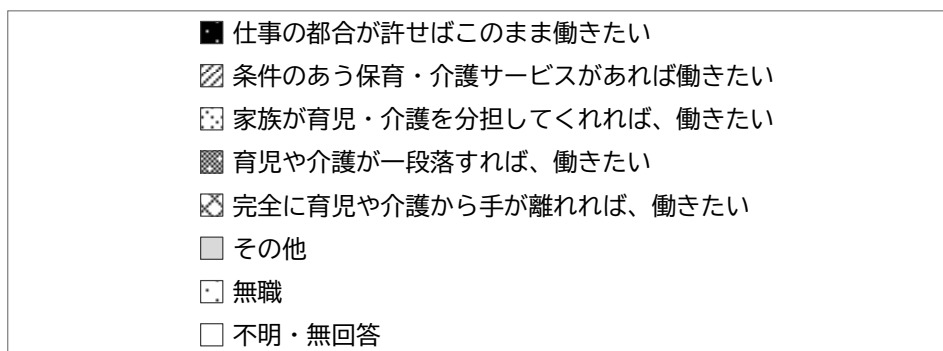
■仕事と育児・介護の両立支援を推進しようとする場合の問題（複数回答）《R6 事業所アンケート 問13》



②約7割の女性が家庭と仕事の両立を希望し、支援の充実や家族の理解と協力を期待している

育児・介護と仕事の両立に関する希望については、「条件があえば働きたい」（「仕事の都合が許せばこのまま働きたい」から「育児や介護が一段落すれば、働きたい」の4項目の合計）が女性で67.1%となっています。

■育児・介護と仕事の両立に関する希望（単数回答）《R6 市民意識調査 問18》

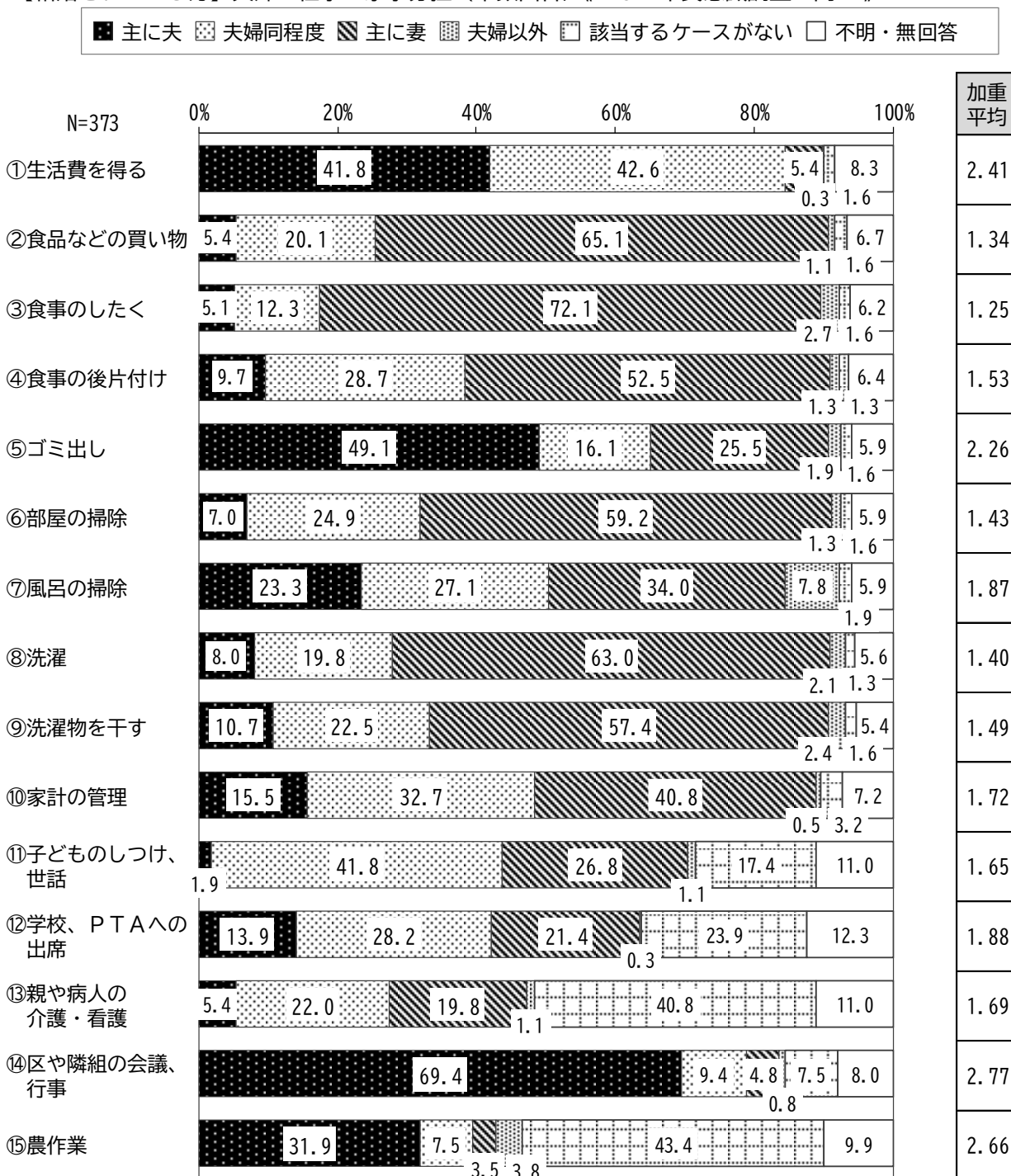


(4) 家庭における役割分担について

主な家事は女性が担い、区や隣組の会議、行事は男性が担っている

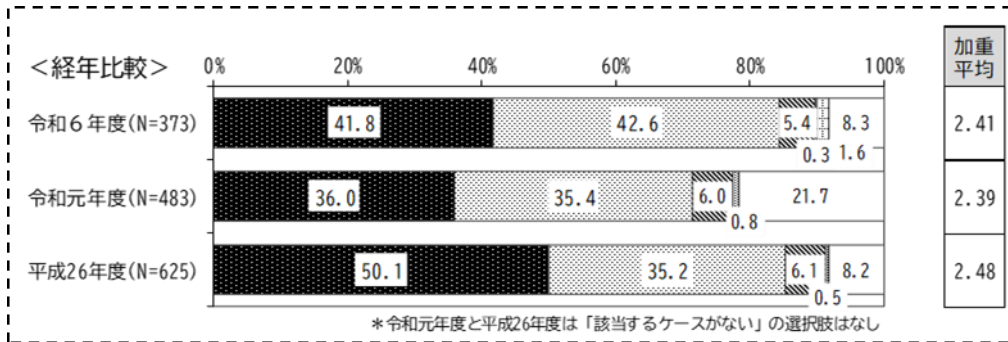
夫婦の仕事・家事分担については、「②食品などの買い物」「③食事のしたく」や「⑧洗濯」では「主に妻」が6割以上を占めており、いわゆる日常的な家事については女性が担っている割合が高く、一方で「①生活費を得る」「⑤ゴミ出し」「⑭区や隣組の会議、行事」や「⑮農作業」は男性が担っている傾向がみられます。

■【結婚されている方】夫婦の仕事・家事分担（単数回答）《R6 市民意識調査 問21》

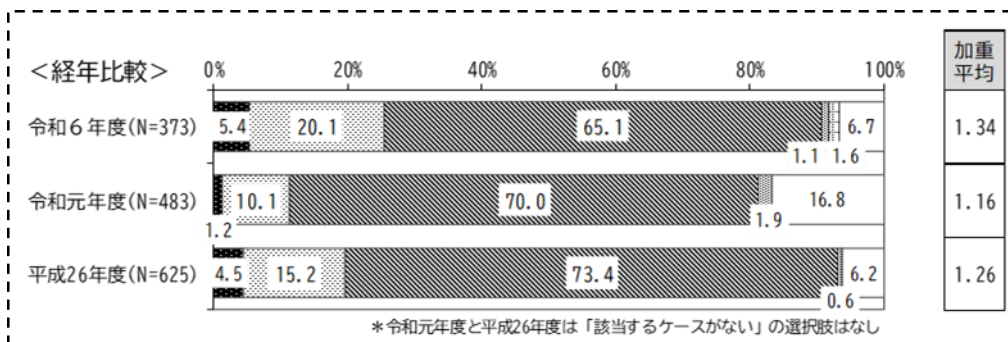


【項目別経年比較（抜粋）】

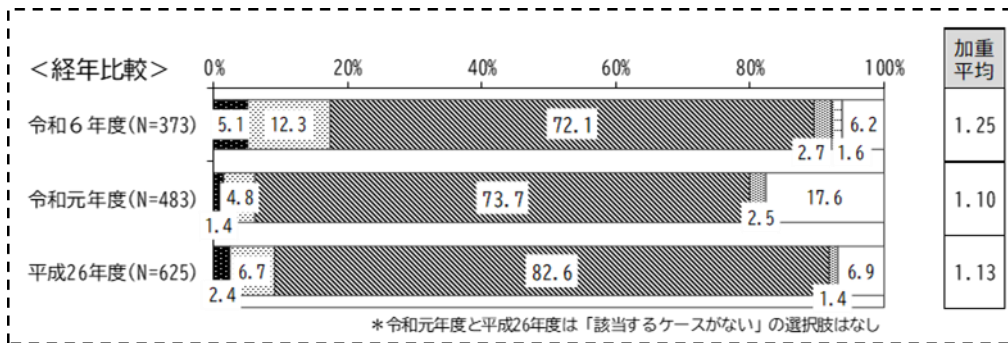
①生活費を得る



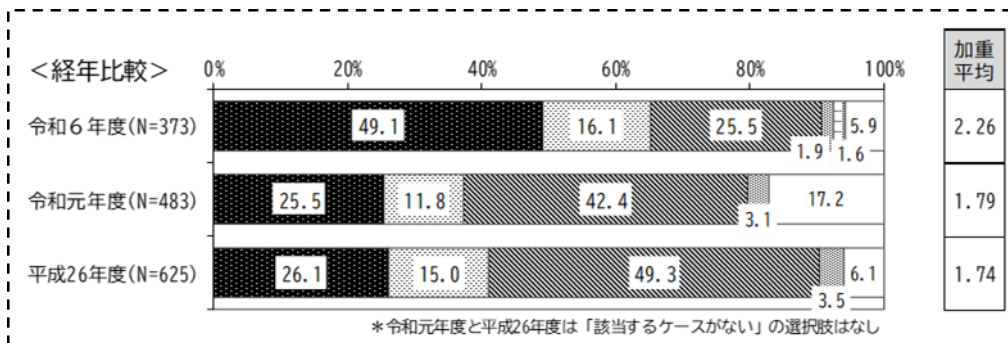
②食品などの買い物



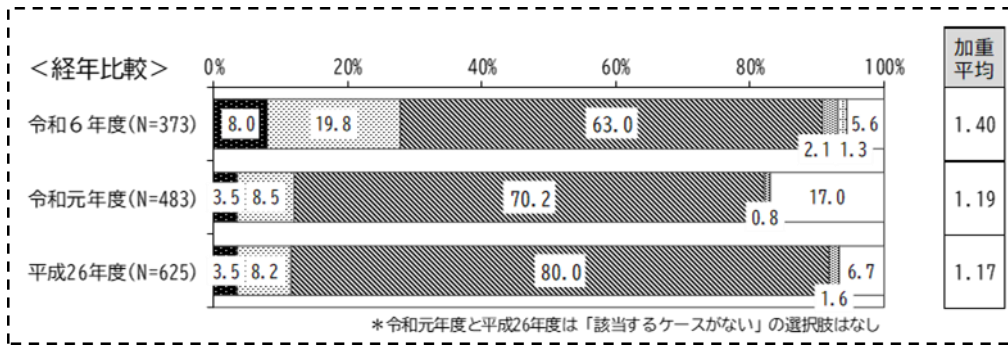
③食事のしたく



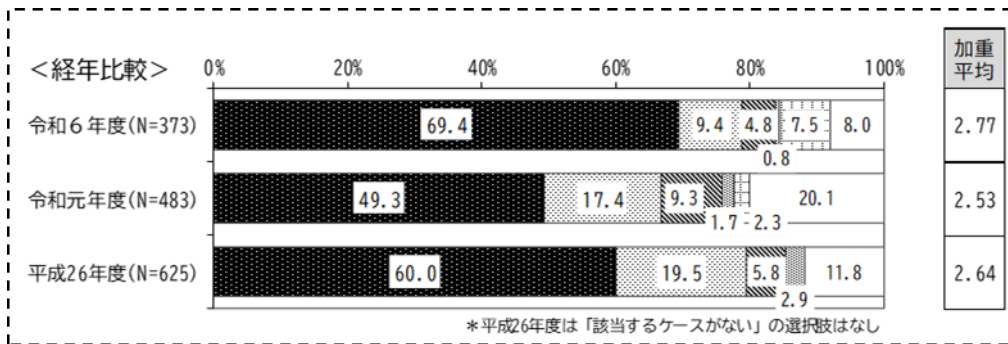
⑤ゴミ出し



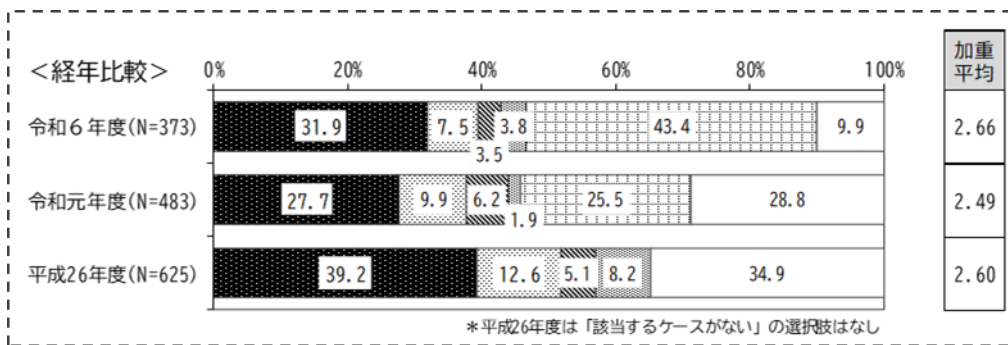
⑧洗濯



⑭区や隣組の会議、行事



⑮農作業



(5) 暴力や性犯罪について

①過去調査と比べると、自分が暴力を受けたことがある割合は減少している

配偶者からの身体的・心理的暴力について男女で比較すると、「自分が暴力を受けたことがある」の割合は女性の方が高く、約6%が経験者となっています。DVへの対処については、「何もしなかった」が21%と最も高く、次いで「友人や近所の人に相談した」が12.3%、「夫婦（恋人同士）で話し合った」「家族や親族などに相談した」「公的な機関に相談した」「自分ひとりで考え、解決しようとした」が8.6%となっています。

■配偶者等からのDVの経験（複数回答）《R6 市民意識調査 問23、24》

配偶者		男女別	
(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	全体	男性	女性
回答者数	N=478	N=239	N=237
自分が暴力を受けたことがある	4.0	2.1	5.9
自分が暴力をふるったことがある	2.7	3.8	1.7
身近に経験した人がある	8.4	5.9	11.0
知識として知っている	69.2	69.9	68.4
言葉は聞いたことがある	12.3	15.1	9.7
言葉も聞いたことがない	2.5	4.2	0.8
不明・無回答	6.3	4.6	8.0

<経年比較>

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	経年比較		
	令和6年度	令和元年度	平成26年度
回答者数	N=478	N=553	N=781
自分が暴力を受けたことがある	4.0	10.5	6.0
自分が暴力をふるったことがある	2.7	2.2	3.7
身近に経験した人がある	8.4	11.9	8.7
知識として知っている	69.2	63.3	66.2
言葉は聞いたことがある	12.3	25.9	28.4
言葉も聞いたことがない	2.5	2.5	3.2
不明・無回答	6.3	10.1	9.0

恋人

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	全 体	男女別	
		男 性	女 性
回答者数	N=478	N=239	N=237
自分が暴力を受けたことがある	2.7	0.8	4.2
自分が暴力をふるったことがある	0.8	1.3	0.4
身近に経験した人がある	5.0	3.3	6.8
知識として知っている	58.8	56.9	60.8
言葉は聞いたことがある	13.6	17.2	10.1
言葉も聞いたことがない	11.3	13.8	8.9
不明・無回答	10.9	8.8	13.1

<経年比較>

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	経年比較		
	令和6年度	令和元年度	平成26年度
回答者数	N=478	N=553	N=781
自分が暴力を受けたことがある	2.7	1.6	1.9
自分が暴力をふるったことがある	0.8	0.4	0.9
身近に経験した人がある	5.0	4.3	4.6
知識として知っている	58.8	53.5	49.3
言葉は聞いたことがある	13.6	20.3	19.0
言葉も聞いたことがない	11.3	8.5	13.3
不明・無回答	10.9	23.1	22.5

■【配偶者・恋人（から/へ）の暴力経験者または身近に経験者がいる方】DVへの対処（複数回答）

《R6 市民意識調査 問25》

(%) 複数回答 太字：上位3項目 (太字：最上位)	全体 N=81	男女別	
		男性 N=30	女性 N=50
回答者数			
夫婦（恋人同士）で話しあった	8.6	10.0	8.0
家族や親族などに相談した	8.6	0.0	14.0
友人や近所の人に相談した	12.3	0.0	18.0
公的な機関に相談した	8.6	3.3	12.0
民間の機関に相談した	1.2	0.0	2.0
医療機関に相談した	6.2	3.3	8.0
どこに相談したらよいかわからず、誰にも相談しなかった	7.4	6.7	8.0
相手が怖かったので、誰にも相談しなかった	3.7	0.0	6.0
自分ひとりで考え、解決しようとした	8.6	13.3	4.0
何もしなかった	21.0	20.0	20.0
その他	3.7	3.3	4.0
不明・無回答	33.3	50.0	24.0

*上位3項目は「その他」、不明・無回答を除いた上位を表す

<経年比較>

(%) 複数回答 太字：上位3項目 (太字：最上位)	経年比較		
	令和6年度 N=81	令和元年度 N=121	平成26年度 N=147
回答者数			
夫婦（恋人同士）で話しあった	8.6	7.4	10.9
家族や親族などに相談した	8.6	23.1	17.7
友人や近所の人に相談した	12.3	15.7	13.6
公的な機関に相談した	8.6	10.7	8.8
民間の機関に相談した	1.2	4.1	1.4
医療機関に相談した	6.2	2.5	1.4
どこに相談したらよいかわからず、誰にも相談しなかった	7.4	5.0	13.6
相手が怖かったので、誰にも相談しなかった	3.7	3.3	8.2
自分ひとりで考え、解決しようとした	8.6	11.6	15.6
何もしなかった	21.0	18.2	22.4
その他	3.7	7.4	10.2
不明・無回答	33.3	21.5	10.9

*上位3項目は「その他」、不明・無回答を除いた上位を表す

②学校における男女平等や性についての教育を充実させることを重要視している

暴力や性犯罪等から人権を守るために必要なことについては、全体では「学校における男女平等や性についての教育を充実させる」が45%で最も高く、次いで「犯罪の取り締まりを強化する」が約44%となっています。経年比較から、学校教育のニーズが高まっていることが伺えます。

■暴力や性犯罪等から人権を守るために必要なこと（複数回答）《R6 市民意識調査 問26》

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	全体	男女別	
		男性	女性
回答者数	N=478	N=239	N=237
犯罪の取り締まりを強化する	43.9	<u>45.6</u>	42.6
法律・制度の制定や見直しをする	43.3	45.2	41.8
相談機関や保護施設を整備・拡充する	43.7	39.7	<u>48.1</u>
家庭における男女平等や性についての教育を充実させる	40.8	38.9	42.6
学校における男女平等や性についての教育を充実させる	<u>45.0</u>	44.4	45.6
メディアにおいて、性や暴力表現にもっと配慮する *	29.7	24.3	34.6
その他	3.1	2.9	3.4
不明・無回答	7.9	4.6	11.4

* 「テレビや出版などのメディアにおいて、性や暴力表現にもっと配慮する」

<経年比較>

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	経年比較		
	令和6年度	令和元年度	平成26年度
回答者数	N=478	N=553	N=781
犯罪の取り締まりを強化する	43.9	<u>49.7</u>	<u>46.6</u>
法律・制度の制定や見直しをする	43.3	42.1	46.2
相談機関や保護施設を整備・拡充する	43.7	48.5	44.0
家庭における男女平等や性についての教育を充実させる	40.8	28.6	25.6
学校における男女平等や性についての教育を充実させる	<u>45.0</u>	33.1	31.4
メディアにおいて、性や暴力表現にもっと配慮する *	29.7	35.1	33.7
その他	0.0	3.8	4.0
不明・無回答	7.9	12.3	11.9

* 「テレビや出版などのメディアにおいて、性や暴力表現にもっと配慮する」

(6) まちづくりにおける男女共同参画について

① 女性は男性に比べて地域活動への参加希望が少ない

社会活動への参加状況や今後の参加希望については、「趣味、学習活動、スポーツ活動」が62.1%で最も多く、次いで「地域活動（自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団等）」が41.6%となっています。男女別でみると、女性より男性の方が行っている（今後行きたい）活動が多く、特に「地域活動（自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団等）」では26.1ポイント、「国際交流、まちづくり、地域おこし活動」では9.1ポイント、男性の方が高くなっています。

■社会参加活動の状況や希望（複数回答）《R6 市民意識調査 問27》

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	全 体	男女別	
		男 性	女 性
回答者数	N=478	N=239	N=237
趣味、学習活動、スポーツ活動	62.1	63.6	60.3
地域活動（自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団等）	41.6	54.8	28.7
福祉、ボランティア活動	24.5	21.3	27.8
国際交流、まちづくり、地域おこし活動	16.7	21.3	12.2
民生委員、審議会の委員等の公的委員活動	5.6	9.2	2.1
その他	0.4	0.4	0.4
特になし	11.5	8.8	14.3
不明・無回答	4.6	2.9	6.3

<経年比較>

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	経年比較		
	令和6年度	令和元年度	平成26年度
回答者数	N=478	N=553	N=781
趣味、学習活動、スポーツ活動	62.1	51.2	43.3
地域活動（自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団等）	41.6	51.5	30.5
福祉、ボランティア活動	24.5	37.3	22.5
国際交流、まちづくり、地域おこし活動	16.7	15.0	12.8
民生委員、審議会の委員等の公的委員活動	5.6	5.4	4.5
その他	0.4	1.8	1.2
特になし	11.5	11.0	25.2
不明・無回答	4.6	7.6	7.0

② 4割の人が男性優位の組織運営が女性の政策決定の場への参加を妨げていると感じている

政治や行政の場に女性の参加が少ない理由については、「男性優位の組織運営」「女性の積極性が十分でない」が約40%と高くなっています。

■政策決定の場に女性の参画が少ない理由（複数回答）《R6 市民意識調査 問29》

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	全体	男女別	
		男性	女性
回答者数	N=478	N=239	N=237
家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識	37.9	36.0	39.7
男性優位の組織運営	40.0	38.5	41.4
家族の支援・協力が得られない	22.6	16.3	29.1
女性の能力開発の機会が不十分	13.6	12.1	15.2
女性の活動を支援するネットワークの不足	15.1	14.2	16.0
女性の積極性が十分でない	39.5	43.1	35.9
女性の参画を積極的に進めよう と意識している人が少ない	34.3	36.4	32.1
その他	5.6	6.3	5.1
不明・無回答	6.7	2.9	10.5

<経年比較>

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	経年比較		
	令和6年度	令和元年度	平成26年度
回答者数	N=478	N=553	N=781
家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識	37.9	24.8	27.5
男性優位の組織運営	40.0	37.6	41.6
家族の支援・協力が得られない	22.6	22.8	22.3
女性の能力開発の機会が不十分	13.6	17.7	17.3
女性の活動を支援するネットワークの不足	15.1	17.4	18.3
女性の積極性が十分でない	39.5	32.7	31.2
女性の参画を積極的に進めよう と意識している人が少ない	34.3	41.4	38.8
その他	5.6	3.4	3.6
不明・無回答	6.7	14.6	11.8

③男女共同参画社会の実現には、性別に関わらず、市民への啓発・意識改革が必要である

全体では、「男女平等について、男性への啓発・意識改革」が29.9%で最も多く、次いで「男女平等について、女性への啓発・意識改革」が28.5%となっており、性別に関わらず市民への啓発・意識改革が必要だと考えている人が多いことがうかがえます。

■男女共同参画社会の実現に必要なこと（複数回答）《R6 市民意識調査 問30》

(%) 5つ以内で複数回答 太字：上位3項目 (太字：最上位)	全体 N=478	男女別	
		男性 N=239	女性 N=237
男女平等について、女性への啓発・意識改革	28.5	<u>33.9</u>	22.8
男女平等について、男性への啓発・意識改革	<u>29.9</u>	30.5	29.1
男女平等についての学校教育の充実	18.8	20.9	16.9
女性は女性らしく、男性は男性らしく生きるための教育やしつけ	5.4	7.5	3.4
政治や行政への女性の参画機会の増大	23.0	27.2	19.0
法律や制度の見直し・改善	15.3	15.9	14.8
保育や介護サービスの充実	25.9	20.1	<u>32.1</u>
女性の教育や職業訓練・研修機会の充実	11.9	10.9	13.1
男性の料理教室など生活技術の習得機会づくり	8.6	7.9	9.3
健康で暮らせるための保健、母性保護の推進	8.2	5.9	10.5
企業や事業所への平等な雇用への啓発	14.2	15.1	13.5
企業や事業所への労働条件や待遇の改善普及	21.3	19.2	23.6
企業や事業所への育児・介護・看護のための休業制度等の普及	23.4	16.7	30.4
相談事業の充実	6.5	5.4	7.6
ボランティア活動への支援	4.6	3.8	5.1
その他	2.1	2.1	2.1
不明・無回答	14.0	11.3	16.9

<経年比較>

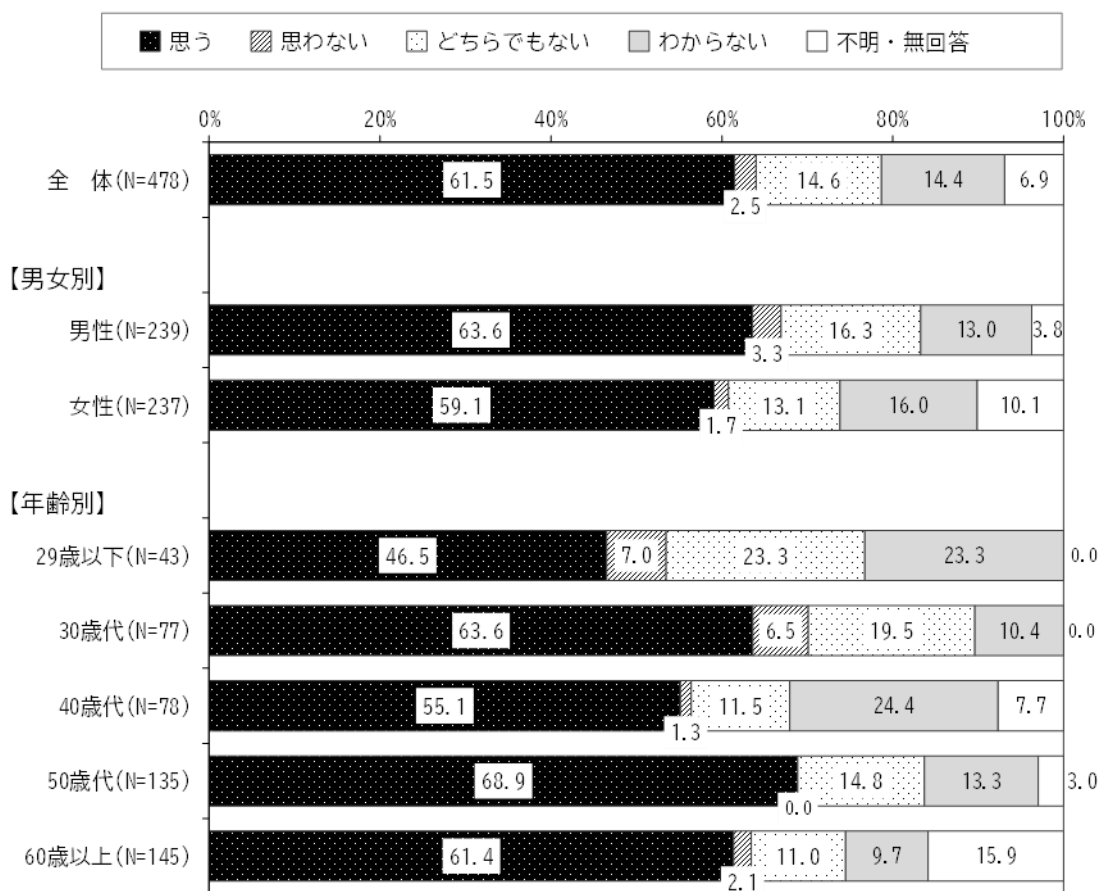
(%) 5つ以内で複数回答 太字：上位3項目 (太字：最上位)	経年比較		
	令和6年度	令和元年度	平成26年度
回答者数	N=478	N=553	N=781
男女平等について、女性への啓発・意識改革	28.5	22.4	23.0
男女平等について、男性への啓発・意識改革	29.9	27.5	29.8
男女平等についての学校教育の充実	18.8	15.7	20.1
女性は女性らしく、男性は男性らしく生きるための教育やしつけ	5.4	9.4	14.1
政治や行政への女性の参画機会の増大	23.0	28.4	32.8
法律や制度の見直し・改善	15.3	17.2	19.8
保育や介護サービスの充実	25.9	36.5	48.4
女性の教育や職業訓練・研修機会の充実	11.9	14.3	17.4
男性の料理教室など生活技術の習得機会づくり	8.6	8.7	11.4
健康で暮らせるための保健、母性保護の推進	8.2	18.6	17.4
企業や事業所への平等な雇用への啓発	14.2	17.2	26.9
企業や事業所への労働条件や待遇の改善普及	21.3	21.7	35.1
企業や事業所への育児・介護・看護のための休業制度等の普及	23.4	30.2	41.4
相談事業の充実	6.5	9.9	11.9
ボランティア活動への支援	4.6	15.4	8.1
その他	2.1	3.1	2.8
不明・無回答	14.0	19.3	9.9

(7) 地域の防災活動への女性参画について

①地域の防災活動に積極的な女性の参画が必要

地域の防災活動への女性の参画について、「必要だと思う」割合は、全体で見ると61.5%、一方で「思わない」は2.5%にとどまっており、防災活動に女性が参画していく必要性を感じている人が多いことが伺えます。

■地域の防災活動に女性が積極的に参画する必要性 《R6 市民意識調査 問34》



②性別や立場にこだわらず様々な視点で考えることが必要

防災活動に女性が参加すべきと思う理由として、全体では「性別や立場にこだわらず様々な視点で考えることが必要」が67.7%で最も多く、次いで「高齢者、子ども、障害者などへのきめ細かな対策が必要」が38.4%となっています。

■防災活動に女性が参加すべきと思う理由 [男女別] 《R 6 市民意識調査 問 35》

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	全 体	男女別	
		男 性	女 性
回答者数	N=294	N=152	N=140
意思決定や地域活動の場に女性が参画するのが当然だと思うから	37.8	41.4	33.6
性別や立場にこだわらず様々な視点で考えることが必要	67.7	67.8	67.1
女性のことは女性にしかわからないから	35.7	38.2	33.6
高齢者、子ども、障害者などへのきめ細やかな対策が必要だから	38.4	34.2	43.6
その他	2.0	3.3	0.7
不明・無回答	2.7	2.6	2.9

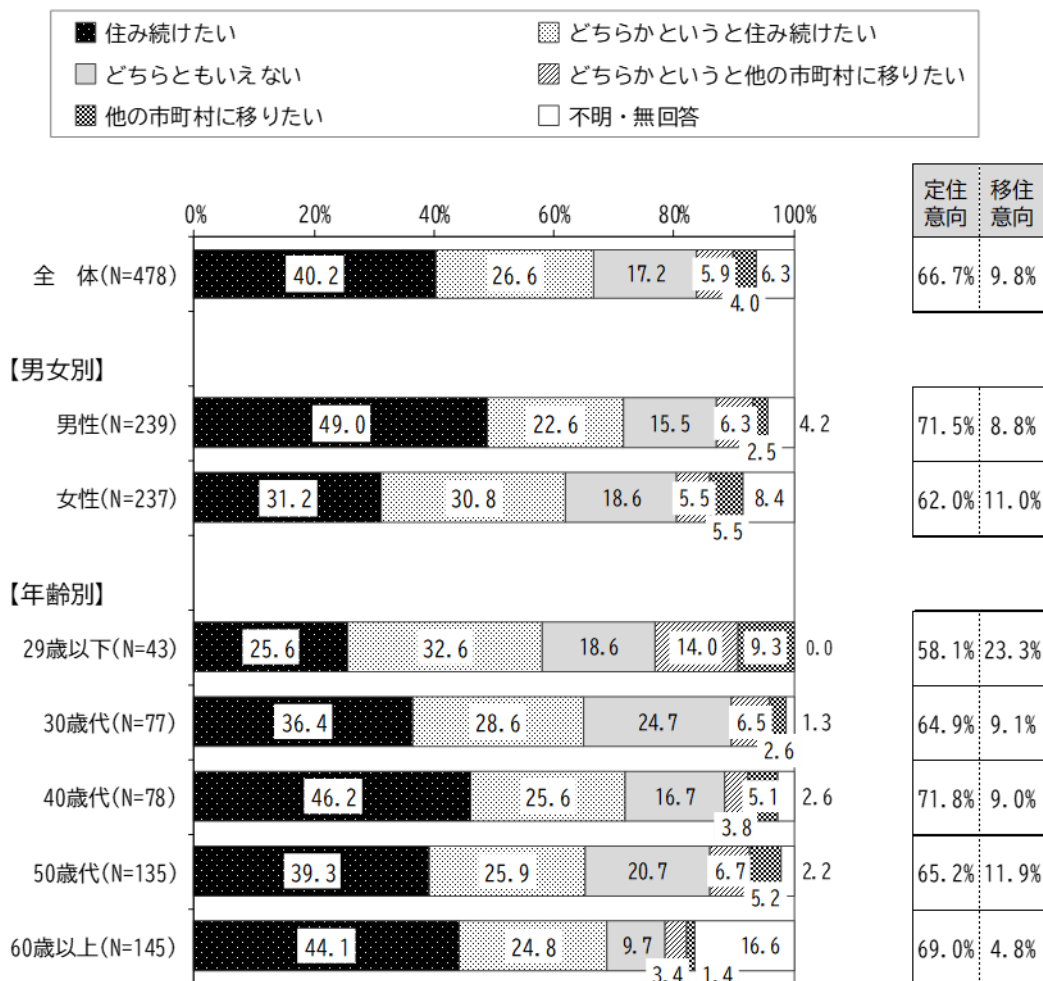
■防災活動に女性が参加すべきと思う理由 [年齢別] 《R 6 市民意識調査 問 35》

(%) 複数回答 太字：上位2項目 (太字：最上位)	全 体	年齢別				
		29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
回答者数	N=294	N=20	N=49	N=43	N=93	N=89
意思決定や地域活動の場に女性が参画するのが当然だと思うから	37.8	25.0	24.5	46.5	34.4	47.2
性別や立場にこだわらず様々な視点で考えることが必要	67.7	65.0	65.3	69.8	66.7	69.7
女性のことは女性にしかわからないから	35.7	35.0	46.9	32.6	33.3	33.7
高齢者、子ども、障害者などへのきめ細やかな対策が必要だから	38.4	20.0	24.5	27.9	35.5	58.4
その他	2.0	0.0	0.0	2.3	3.2	2.2
不明・無回答	2.7	10.0	4.1	0.0	3.2	1.1

(8) 定住意向について

全体では「住み続けたい」が40.2%で、「どちらかというに住み続けたい」26.6%と合わせた定住意向は66.7%です。女性の定住意向は62.0%と男性の71.5%より低く、年齢別では40代が71.8%と定住意向が最も高い一方、29歳以下は他の市町村に移りたいとした考えが他世代より高くなっています。

■今後の定住意向 《R6 市民意識調査 問41》



3 第2次計画の取組状況

(1) 重点目標の達成状況

平成28年に策定した第2次計画においては、4つの基本方針と12の基本目標に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、計画の実効性を高めるために、基本目標ごとに成果目標の設定を行い、事業の実績等を分析することにより、成果を客観的に把握し、具体的施策を推進する個別事業の実施状況と目標項目の数値の変化について、京丹後市男女共同参画審議会による評価を行いました。

第2次計画における成果目標の達成状況は、次のとおりです。

<評価基準>

- A…令和6年度の実績が目標値を達成している
- B…目標値達成には至らなかったが、改善している
- C…平成28年度時点の実績と変化がない
- D…平成28年度時点から後退している

【基本方針1 思いやりの深まるまちづくりの進捗評価】

No.	指 標	実績値		目標値	評価結果
		平成28年度	令和6年度	令和7年度	
1	男女共同参画啓発パンフレット作成・配布 【市民課】	年間1冊	4種類配布	年間1冊	A
2	男女共同参画セミナーの開催数 【市民課】	5回	14回	6回	A
3	人権学習会の開催数 【市民課】	18回	15回	17回	D
4	人権学習会への参加者数 【市民課】	2,501人	1,282人	2,000人	D

【基本方針2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくりの進捗評価】

No.	指 標	実績値		目標値	評価結果
		平成28年度	令和6年度	令和7年度	
5	男女いずれかの職員比率は80%を超えた行政部局数(部単位)(市職員) 【人事課】	全21部局 中8部局	全19部局 中6部局	全21部局 中7部局	A
6	管理職(課長補佐級以上)への女性登用率(市職員) 【人事課】	30.8%	32.3%	35.0%	B
7	男性職員の配偶者出産休暇(2日)及び育児参加のための休暇(5日)の取得率(市職員)	出産 39.1% 育児 0%	出産 70.0% 育児 30.0%	100%	B

	【人事課】				
8	審議会等における女性委員比率 【市民課】	25.3%	42.3%	40.0%	A
9	就業者における家事従事時間の男女格差(女性過多) 【市民課】	1時間51分※	1時間54分	1時間	D
10	就業支援講座の開催数 【商工振興課】	年1回	年2回	年2回	A
11	家庭経営協定の締結農家数 【農業振興課】	9戸	8戸	15戸	D
12	再就職・起業相談会の開催数 【商工振興課】	26回	26回	25回	A

※平成26年度に実施した市民意識調査より算定

【基本方針3 寄り添い支え合うまちづくりの進捗評価】

No.	指 標	実績値		目標値	評価結果
		平成28年度	令和6年度	令和7年度	
13	「生命の尊さや心身の健康について学習を行う保健事業」の開催数 【健康推進課】	12回	12回	12回	A
14	乳がん検診の受診率 【健康推進課】	51.7%	49.1%	50.0%	B
15	子宮がん検診の受診率 【健康推進課】	46.7%	43.6%	50.0%	B
16	自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発講座開催数 【健康推進課】	31回	ゲートキープ-研修8回 講演会1回	講演会1回 出前講座5回	A
17	休日保育の実施箇所数 【こども未来課】	4ヶ所	4ヶ所	6ヶ所	C
18	グループホームの設置数 【障害者福祉課】	7ヶ所	12ヶ所	10ヶ所	A
19	ホームヘルプサービス事業所数 【障害者福祉課】	9ヶ所	9ヶ所	10ヶ所	C
20	ショートステイサービス提供事業所数 【障害者福祉課】	12ヶ所	11ヶ所	15ヶ所	D
21	国際理解・多文化共生講座の開催数 【政策企画課】	年5回	年8回	年7回	A

22	多言語対応人材の育成者数 (英語講座等を通じて人材育成) 【政策企画課】	193人	121人	120人	A
23	ひとり親同士の交流機会数 【こども未来課】	年2回	年5回	年4回	A

【基本方針4 人権が尊重される安心安全なまちづくりの進捗評価】

No.	指標	実績値		目標値	評価結果
		平成28年度	令和6年度	令和7年度	
24	DVを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合（市民意識調査結果） 【市民課】	13.6%*	7.4%	0.0%	B

※平成26年度に実施した市民意識調査より算定

4 現状から見える課題のまとめ

第2次計画基本方針Ⅰ		思いやり深まるまちづくり
現状 (アンケート調査)	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭、職場、慣習、政策決定の場など多くの場面で、「男性優遇」を感じている人の割合が過半数を占めています。 ○「女(男)だから」、「男は仕事・女は家庭」などの考え方に約80%の人が抵抗を感じています。 ○男女共同参画社会の実現のために、性別に関わらず市民への啓発・意識改革が必要だと考えている人が多いことがうかがえます。 ○学校における男女平等や性に関する教育の充実を重要視する人が多くなっています。 	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークショップ形式の講座を実施するなど、男女共同参画への理解や意識を高めるきっかけづくりに努めた結果、「男は仕事、女は家庭」という考え方に抵抗感を持つ人の割合が増えました。 ○市民意識調査を実施した結果、日常生活の多くの場面で「男性優遇」を感じている人が過半数以上でした。また、男女共同参画社会の実現に必要なこととして「男性への啓発・意識改革」「女性への啓発・意識改革」が上位となり、施策の重点化に向けた課題を把握することができました。 ○SNS等の普及を踏まえて講演会を開催し学習機会の提供に努めたところ、令和6年度の参加者アンケートで「人権について関心や理解が高まった」が96%となるなど、ネット上の人権問題への理解促進につながりました。 ○市内全中学校でのデートDV防止啓発講座や小中学校への啓発冊子配布等により、年齢に応じた学習、啓発活動を実施しました。令和6年度のデートDV防止啓発講座受講者アンケートの結果、内容について「理解できた」が98%、また「被害にあった・気づいた際に誰かに相談したい」が58%となり、DV等発生防止に向けた理解促進と早期相談に向けた意識づくりにつながりました。 	
課題	<p>【男女共同参画意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女平等意識のより一層の醸成や性別役割分担意識の解消に向けて、男女の意識改革等の環境づくりが必要です。 ○「男性優遇」や固定的な性別役割に対する問題意識は高まっていますが、日常生活や地域活動での行動や役割分担の見直しには十分つながっていないため、誰もが男女共同参画を自分事として捉えられるよう、男女問わず幅広い年代に向けた学習・啓発の機会を充実させる必要があります。 ○男女共同参画に関する意識と実態について、引き続き現状を把握していく必要があります。 ○メディア情報の真偽や背景を見極め、選択できる力を高めることにより、無意識の偏見(アンコンシャスバイアス)をなくしていくことが必要です。 ○幼少期から男女共同参画の意識を育むための環境づくりや、発達段階に応じた性に関する教育・学習の充実を図ることが必要です。 	
全国の傾向	<ul style="list-style-type: none"> ○男女双方の意識改革と理解の促進 ○相談体制の充実及び周知 ○学校教育、社会教育における男女平等を推進する教育・学習の充実 	

第3次計画基本方針Ⅰ		性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり
------------	--	------------------------

第2次計画基本方針Ⅱ	女性の活躍が築く地方創生のまちづくり
現状 (統計データ・アンケート調査)	<p>○人口減少・少子高齢化が進行しています。</p> <p>○父子世帯・母子世帯数は増加傾向にありましたが、令和2年にはいずれも減少傾向がみられます。</p> <p>○女性の労働力率は30～34歳代で低下する「M字カーブ」が見られるものの、全体としてはほぼ横ばいで、全国、府より20歳以降の労働力の水準が高くなっています。また、平成17年から令和2年の女性の労働力率は、令和2年にかけて「M字カーブ」が緩やかになっています。</p> <hr/> <p>○子どもができて、ずっと職業を続ける方がよいと考えている人の割合が増加しています。</p> <p>○意欲的で能力のある女性は、積極的に管理職に就いた方がよいと考える事業所が増えていきます。</p> <p>○夫婦の役割分担では、主な家事は女性、区や隣組の会議、行事は男性の役割という人が多いです。</p> <p>○女性は男性に比べて地域活動への参加希望が少ないです。</p> <p>○政策決定の場に女性の参加が少ない理由として、男性優位の組織運営や女性の積極性が十分でないこと等があげられています。</p> <p>○地域の防災活動に女性が参画していく必要性を感じている人が多いです。</p>
成果	<p>○市役所内の女性管理職登用率は目標値には達していませんが、3割を維持しており、また、各種審議会等で女性委員をバランスよく委嘱した結果、審議会における女性比率は42.3%となり、目標値を達成しました。このことにより、女性参画の重要性を広めることができました。</p> <p>○女性連絡協議会に所属する団体は、それぞれの活動を通じて団体間の連携を深め、定期的な情報共有を行うことで互いに刺激し合いながら活動を活発化させ、女性の活躍の場を広げています。これらの活動は、女性たちが自分らしく力強く生きるための支えとなっています。</p> <p>○市内の事業所に対して、女性が働きやすい職場づくりの啓発や環境整備支援を行った結果、女性採用の増加につながったほか、男性の育児休業促進プロジェクトなどを通じて周知・理解が進み、事業所における男性の育児休業取得率の向上につながりました。</p> <p>○男性の家事・育児参画を促進し、家事や育児の分担の重要性を学ぶ機会を提供した結果、固定的な性別役割分担に対する抵抗感が高まり、家庭内での役割分担において、多くの項目で「夫婦同程度で担っている」とする割合が増加するなど、具体的な行動変容につなげることができました。</p> <p>○起業支援・就労支援では、多様な職種の創業を支援し、平成26年から令和6年までに総数138件（女性46件・33%）の創業支援を実施することができました。</p> <p>○移住支援センターを設置し、移住後の定住支援や相談対応を行い、若年層向け補助制度の提供を通じて、移住者数・世帯数は過去最多を更新し、移住・定住の促進につなげることができました。</p>

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会の実現のため、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する必要があります。 ○固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女が互いを尊重し協力できる家庭づくりを進めることが必要です。 ○幼少期から男女共同参画の意識を育むための環境づくりが必要です。 ○年齢や性別を問わず、地域活動に参画しやすい環境を整え、地域の活力を高めることが重要です。 ○誰もが働きやすい職場環境を整え、女性の活躍促進と能力発揮を後押しすることが必要です。 ○防災計画や避難所運営方針の策定段階から、男女双方の参画を確保する必要があります。 ○災害時における人権・安全の確保に関する知識の普及が必要です。
全国の傾向	<ul style="list-style-type: none"> ○女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり ○全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり ○あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大



第3次計画基本方針Ⅰ	性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり
第3次計画基本方針Ⅱ	女性の活躍で切り開く、にぎわいと活気のあるまちづくり

第2次計画基本方針Ⅲ		寄り添い支え合うまちづくり
現状 (統計データ・アンケート調査)	<p>○人口減少・少子高齢化が進んでいます。</p> <p>○一世帯当たりの世帯人員数は減少傾向にあります。</p> <p>○母子父子世帯ともに減少の兆しがみえます。</p> <hr/> <p>○育児・介護と仕事の両立を希望する女性は約7割みられます。男女ともに「仕事の都合が許せばこのまま働きたい」と回答した割合が最も多くなっています。</p> <p>○事業所における仕事と育児・介護の両立支援の推進における問題点として、代替要員を確保することが難しい状況にあります。</p>	
成果	<p>○健康診査・がん検診体制の柔軟化を進め、受診率を一定水準で維持することができました。</p> <p>○乳幼児健診・相談窓口充実により、切れ目のない妊娠・出産・子育て支援環境を整備し、安心して子どもを産み育てられる環境の構築を図ることができました。</p> <p>○多様なニーズに合わせた保育・子育て支援サービスの充実、介護支援サービスの提供や介護専門職による知識・技術の習得機会の提供等により、育児・介護負担感の軽減に寄与しました。</p> <p>○関係機関との連携により、高齢者や障害者の就労支援をはじめとする社会参画の促進に寄与するとともに、外国人が暮らしやすい環境づくりに向けて、市国際交流協会による日本語教室や研修会等で目標回数を上回る実績を残すなど、情報提供や相談体制の充実を図ることができました。</p> <p>○個人や世帯の属性を問わず、多様かつ複合的な課題を抱えるケースに対し、関係機関と連携しながら、各種制度やサービスを活用した個別的・包括的かつ計画的な自立に向けた伴走型支援を実施することができました。</p>	
課題	<p>【健康のもとに誰もが安心して暮らせる環境整備・支援体制の充実】</p> <p>○性別や年代を問わず、誰もが生涯にわたって健康を維持できるよう健康支援を継続するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境を引き続き推進していくことが必要です。</p> <p>○就業を継続しながら育児や介護を行う人の負担軽減を図るため、保育・介護人材の確保や職場における人材確保をはじめとする、持続可能かつ包括的な支援体制の充実を図ることが必要です。</p> <p>【多様な人々が共に活躍できる共生社会の実現に向けた環境整備の推進】</p> <p>○高齢者、障害者、外国人がそれぞれの特性や状況に応じて社会参画し、活躍できるよう、関係機関と連携して相互理解を促進するとともに、共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくことが必要です。</p> <p>【複雑化する課題に対応し、市民の自立を支援する体制の強化】</p> <p>○課題が複雑化・複合化する中、制度の枠組みだけでは対応が困難なニーズが存在するため、孤立を防ぐためのアウトリーチ的な支援を継続し、相談窓口と関係機関の連携を一層強化する必要があります。</p>	
全国の傾向	<p>○育児や介護を理由とした離職を防ぐための時間勤務制度等の義務化 ○柔軟な働き方の整備</p> <p>○複合的な課題に対応するための重層的支援体制の整備</p>	

第3次計画基本方針Ⅲ		健康と安心をわかちあう誰一人置き去りにしない共生のまちづくり
------------	--	--------------------------------

第2次計画基本方針Ⅳ		人権が尊重される安心安全なまちづくり
現状 (アンケート調査)	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者からの身体的・心理的暴力の経験率は、女性で5.9%、男性で2.1%、恋人からの経験率は、女性で4.2%、男性で0.8%となっており、いずれも女性の被害経験率が高い傾向にあります。 ○DVへの対処については、何もしなかった人が最も多くなっています。自分ひとりで考え、解決しようとした割合は、男性で13.3%、女性で4.0%と男女の差が大きくなっています。 ○どこに相談したらよいかわからず、誰にも相談しなかった人が7.4%となっています。 	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い世代に対して暴力が決して許されない行為であることを周知・啓発するとともに、中学校や高校等での講座の実施を通じて、暴力が犯罪に発展する可能性や重罰化の動向についての理解促進を図りました。これらの啓発・教育活動の結果、将来的にDVの被害者・加害者を生まないための基礎的な知識の浸透が進み、DV及びデートDVを「知識として知っている」と回答した人の割合が前回調査と比較して増加しました。 ○府や警察、犯罪被害者支援センター等の関係機関と連携し、相談窓口の周知や広報を実施したことにより、「どこに相談したらよいかわからず、誰にも相談しなかった」と回答した割合は減少し、支援につながる入口を広げることができました。 ○女性相談や電話相談を通じて暴力やDVに関する悩みに対応し、専門機関への案内や相談者の自立を支援するとともに、庁内や関係機関と連携することで、母子への支援体制を強化しました。あわせて、緊急時を含む状況に応じた迅速な支援につなげられるよう、情報共有や支援検討会議を行い、支援が必要な際に備えた対応力の向上に繋げることができました。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者や恋人からの暴力（DV、デートDV）等は、被害が深刻化しやすい傾向にあります。特に、家庭内での暴力は外部から見えにくいいため、潜在化しやすい傾向にあります。府、警察等関係機関と一層の連携を図り、被害者の早期発見と途切れることのない支援につなげていくことが必要です。 ○将来的な被害者・加害者の発生を未然に防止するため、若年層を中心にDVに対する正しい知識を身につけさせるとともに、被害に遭った場合や被害に気づいた場合に適切な対応を取ることを啓発していくことが必要です。 ○暴力が行われる背景には、社会における状況の違いや根深い偏見が存在しています。また、被害者や相談者の性別に基づく固定的な思い込みや偏見（ジェンダーバイアス）により、相談行動を阻害する要因とならないよう、男女共同参画についての理解を深め、無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）をなくしていくことが必要です。 ○どこに相談したらよいかわからず、誰にも相談しなかった人が一定数いることから、相談・支援窓口について周知啓発していく必要があります。 	
全国の傾向	<ul style="list-style-type: none"> ○生命・身体への危険性が高い段階での被害者保護 ○被害者の子どもを含む安全確保・保護命令に関する手続きの迅速化 ○DV相談体制の全国共通化・多様化 	

第3次計画基本方針Ⅰ	性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり
第3次計画基本方針Ⅳ	思いやりで築く安心安全なまちづくり

第3章 計画の内容

1 基本理念

【基本理念】

すべての人が輝き、互いに支える喜びあふれるまち

～さらなる女性の活躍から豊かな未来を築く～

近年、女性の活躍や男女共同参画に関する意識は着実に高まっています。しかし、その一方で、依然として意思決定の場などへの女性の参画は少なく、社会に残る男性中心の慣行や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により、実質的な平等の実現には至っていません。

すべての人が自分らしく生きられる社会を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、互いを理解し、尊重し合うことが必要です。

性別や年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、一人ひとりが自分らしく輝き、互いを支え合いながら、誰もが幸福を一層実感できるまちづくりに向けて、その土台となる誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めるとともに、女性の活躍をさらに広げていきます。

これにより、地域社会に多様な視点をもたらし、持続的な発展につなげることで、真の男女共同参画社会の実現を目指します。

2 基本方針

基本理念を具体的に推進していくため、本計画の基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針Ⅰ 性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり

家庭・職場・学校、地域社会等のあらゆる場において、誰もが個性と意欲に応じて能力を十分に発揮できる社会を実現するため、男女共同参画への関心と理解を広げ、無意識の偏見（アンコンシヤスバイアス）や固定的な性別役割意識の解消を図ります。あわせて、性と健康に関する正しい知識の普及を進め、自分も相手も大切にできる対等な関係づくりを推進していきます。



基本方針Ⅱ 女性の活躍で切り開く、にぎわいと活気のあるまちづくり

女性が社会のあらゆる場において参画し、意欲と能力に応じて活躍できる環境づくりを促進することにより、多様な価値観や意見が地域の意思決定や取組に反映され、誰もが暮らしやすく、働きやすい魅力的な地域の実現を目指します。さらに、地域の魅力を発信することにより、移住の後押しや定住の促進につなげ、人の流れとつながりを生み出し、地域のにぎわいと活気の創出を図ります。



基本方針Ⅲ 健康と安心をわかちあう誰一人置き去りにしない共生のまちづくり

誰もが健康でいきいきと暮らせるよう、生涯を通じた健康支援を切れ目なく継続するとともに、健康づくりの推進を図ります。あわせて、安心して子育てができる環境を整え、将来にわたり必要な支援を届けられる持続可能な社会の構築を目指します。さらに、あらゆる立場にある人の社会参画と相互理解を促進し、困難や生きづらさを抱える人々が置き去りにされない、誰一人取り残さない共生社会の実現を推進します。

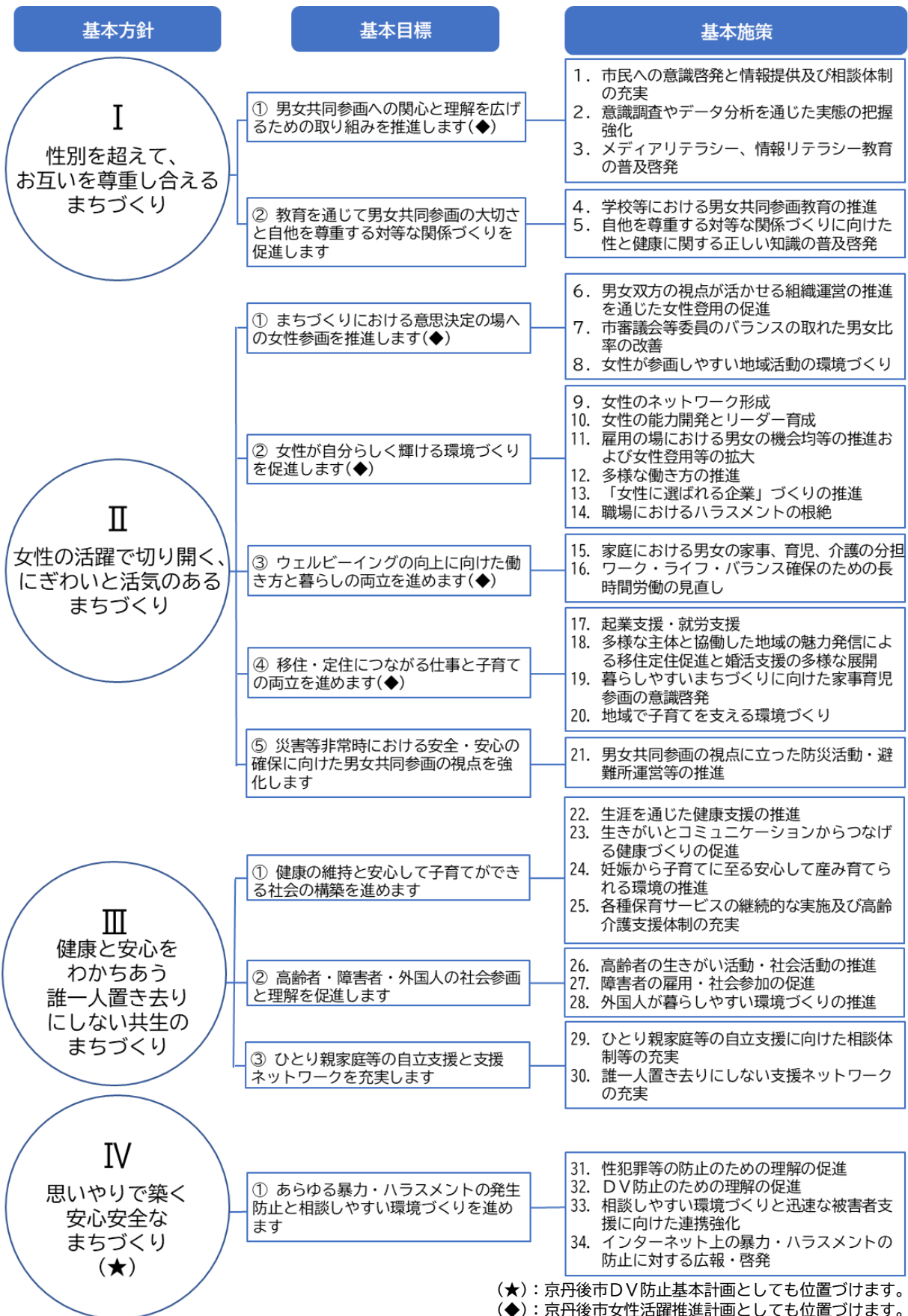


基本方針Ⅳ 思いやりで築く安心安全なまちづくり

女性活躍や男女共同参画社会を形成していくうえで大前提となる安全・安心な暮らしを実現するため、暴力防止に向けた適切な理解を広げ、相手の尊厳を尊重し思いやる力を育むことで、暴力の加害者も被害者も生まない社会の実現を目指します。あわせて、暴力やハラスメントを許さない環境づくりを推進するとともに、困りごとを抱えた人の早期的な支援につながるよう、相談しやすい環境づくりを進めます。



3 計画の体系



(★)：京丹後市DV防止基本計画としても位置づけます。
(◆)：京丹後市女性活躍推進計画としても位置づけます。

第4章 基本目標と施策の推進

基本方針Ⅰ 性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり

1 男女共同参画への関心と理解を広げるための取組を推進します

【◆：京丹後市女性活躍推進計画としても位置づけます。】

	基本施策	取組内容	担当課
1	市民への意識啓発と情報提供及び相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担の意識を見直すため、広報・啓発を通じて男女共同参画に対する理解の促進に努めます。 ・ 男女共同参画週間等において、男女共同参画社会の形成の促進を図る学習活動や啓発を進めます。 ・ 男女共同参画の必要性や男女平等の理念に対する理解を深めるため、市民が学び合い、情報交換できるような場づくりや講座等の学習内容の充実に努めます。 ・ 男女共同参画についての悩みや問題を抱える市民が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図るとともに広報に努めます。また、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、相談者のプライバシーや個人情報を厳重に保護するなど、適切な対応に努めます。 	市民課
2	意識調査やデータ分析を通じた実態の把握強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画の取組や働く女性の実態等に関して、意識調査等を実施するとともに、国等が実施する関連調査結果も活用しながらデータ分析を行うことで実態把握の強化に努め、今後の諸施策への反映を進めます。 	市民課
3	メディアリテラシー、情報リテラシー教育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性を蔑視したり、固定的な考えに基づいて男女を表現する言葉やイラスト、映像等が改められ、適切な表現が普及するよう、マニュアル等の活用や啓発を通じて市民や各種団体、事業所等に呼びかけます。 ・ 市民がメディアを含む多様な情報について、真偽や信頼性を主体的に判断し、選択・活用する能力を高めるための啓発、学習機会の提供に努めます。 	市民課

2 教育を通じて男女共同参画の大切さと自他を尊重する対等な関係づくりを促進します

	基本施策	取組内容	担当課
4	学校等における男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における男女共同参画に関する教育と生活指導の必要性について、また、男女共同参画社会を実現するための研修機会の充実等、教職員への啓発に努めます。 ・幼少期からの男女共同参画学習機会の提供に努めます。 	市民課 学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の役割も重要であることから、学校・こども園・保育所を通じて、また社会教育等により、保護者への啓発に努めます。 	こども未来課 生涯学習課
5	自他を尊重する対等な関係づくりに向けた性と健康に関する正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な性のあり方への理解を広げるため、啓発活動や教育を推進します。 	市民課 生涯学習課 学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ・性の不安や悩みに対する相談に応じ、子ども達の性への健全な感覚を培うよう努めます。 	学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携し、発達段階に応じた適切な性に関する教育・学習の充実、薬物の使用や喫煙・飲酒など健康に関する教育・指導の充実に努めます。 	学校教育課 健康推進課

基本方針Ⅱ 女性の活躍で切り開く、にぎわいと活気のあるまちづくり

1 まちづくりにおける意思決定の場への女性参画を推進します

【◆：京丹後市女性活躍推進計画としても位置づけます。】

	基本施策	取組内容	担当課
6	男女双方の視点が活かせる組織運営の推進を通じた女性登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆性別にかかわらず適性や能力に応じて力を発揮できるよう、庁内各分野における職員配置を見直し、男女がともに参画する行政運営に努めます。 ◆人事評価制度を効果的に活用した人材育成と能力開発やキャリア形成の仕組みを確立し、管理職への女性登用を積極的に進めます。 ◆男女を通じた長時間労働の是正や休暇取得の取組を進め、仕事と家庭を両立しやすい職場づくりを進めます。 ◆女性が、希望に応じて多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できるよう、多様な任用形態や社会人採用等を積極的に取り入れ、女性の採用拡大をめざします。 ◆全ての職員がその個性と能力を発揮できるよう、各種ハラスメント防止に向けた意識啓発等を通じて、安心して働ける職場環境づくりを推進します。 	人事課
		◆主要事業の推進において、男女双方の視点が活かせる組織体制を整えます。	政策企画課
7	市審議会等委員のバランスの取れた男女比率の改善	・審議会等において委員の性別が偏らないよう、一定のバランスのとれた委員委嘱を図るとともに、審議会等の開催日時や方法等を参加しやすいよう工夫し、多様な立場の人の参画を促進します。	全課
8	女性が参画しやすい地域活動の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・男女双方の視点を取り入れることで、地域活動がより活発なものになるよう、自治会等の意思決定組織へ女性が参画しやすい環境づくりを地域へ働きかけます。 ・子育て期間中の男性が子育てに関わることを促すとともに、女性が地域に参画しやすい環境の整備や取組を実施するよう啓発に努めます。 	地域コミュニティ推進課

2 女性が自分らしく輝ける環境づくりを促進します

【◆：京丹後市女性活躍推進計画としても位置づけます。】

	基本施策	取組内容	担当課
9	女性のネットワーク形成	・家庭との両立や再就職等について、業種や年代を超えて女性同士が情報交換や相談できる場づくりと周知に努めます。	商工振興課 市民課
		・「京丹後市女性連絡協議会」における女性関連イベントの開催や団体間の情報交換等を通じて、団体の自立や自発的な活動を支援します。	市民課
10	女性の能力開発とリーダー育成	◆公益財団法人京都産業 21 北部支援センター、職業訓練法人丹後地域職業訓練協会等と連携し、女性の就業、再就職を支援するため、技術や能力向上が図れる学習・研修機会の充実に努めます。	商工振興課
		◆女性リーダー育成セミナー等への参加を促進するため、関係団体等と連携して積極的な広報に努めます。	市民課
		◆府や近隣市町、関係各課と連携して、学校教育の場を通じた効果的なキャリア教育の実施方法について検討を進めます。	市民課 学校教育課
11	雇用の場における男女の機会均等の推進による女性登用等の拡大	・女性が出産・育児後等に職場復帰しやすい環境づくりを進めるため、積極的な働きかけができるよう、啓発に努めます。 ・企業への男女雇用機会均等法や労働基準法等の周知、育児・介護休業法の普及啓発等を進め、労働環境の改善を促進します。 ・市内の事業所等に対し、「女性活躍推進法」に定められた「一般事業主行動計画」の策定または事業規模に応じた女性活躍を推進するよう啓発に努めます。	市民課 商工振興課
		・企業における男女間の賃金格差の是正等をはじめ、登用機会・待遇の均等に向けた啓発を進めるとともに、男女共同参画の取組を支援するよう情報提供に努めます。	商工振興課
12	多様な働き方の推進	◆フレックスタイム制度や在宅勤務等を促進し、多様な働き方の増加に対応するための、情報提供や相談等、企業等への支援体制の充実に努めます。 ◆パートタイムや派遣労働者等の就労条件の向上に向けた企業への啓発を進めます。	商工振興課

13	「女性に選ばれた企業」づくりの推進	◆女性活躍促進のため、女性が活躍する職場として優れた取組を行う企業等を表彰するとともに、働きやすい職場づくりに積極的な企業や女性参画による企業成長などの好事例の発信に努めます。	市民課
14	職場におけるハラスメントの根絶	◆安心して働くことのできる職場づくりに向けた取組を進めるため、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等の根絶に向け、広報等を通じ啓発に努めます。	市民課

3 ウェルビーイングの向上に向けた働き方と暮らしの両立を進めます

【◆：京丹後市女性活躍推進計画としても位置づけます。】

	基本施策	取組内容	担当課
15	家庭における男女の家事、育児、介護の分担	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の役割を固定的に捉えることなく、子育てや家事、介護について、「お互いに担う、支え合う」という意識の醸成を図ります。 ・男性が育児休暇取得後に職場復帰しやすく、復帰後の仕事と育児の両立を図れるような環境づくりを進めるための啓発に努めます。 	市民課
16	ワーク・ライフ・バランス確保のための長時間労働の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ◆長時間労働を抑制し、企業の生産性と就業者の多様なライフスタイルを両立するため、企業等に対し、フレックスタイム制度、時差勤務などの柔軟な働き方の制度の周知啓発に努めます。 ◆女性活躍をさらに進めるため、企業に対して各種休暇制度の取得促進及び休暇を取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます。 	商工振興課 市民課

4 移住・定住につながる仕事と子育ての両立を進めます

【◆：京丹後市女性活躍推進計画としても位置づけます。】

	基本施策	取組内容	担当課
17	起業支援・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関と連携し、起業をめざす女性や、すでに経営者である女性、自営業を営む女性に対する、経営や技術に関する研修機会の充実、支援に努めます。 ◆国や京都府の女性起業家育成支援事業についての情報提供と活用促進に努めます。 ◆女性が個性と能力を最大限に発揮し、希望する形で活躍できるよう、就業に向けたスキルアップ機 	商工振興課

		会や再就職に向けた支援に関する情報を広報・周知を図っていきます。	
18	多様な主体と協働した地域の魅力発信による移住定住促進と婚活支援の多様な展開	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の移住・定住促進に向けて、あらゆる立場の人や団体、企業とともに地域の仕事・暮らしの魅力伝える教育や情報発信に努めます。 ・交流人口の増加と定着を目指し、地域の魅力や暮らしのイメージが伝わる情報発信を強化するとともに、人と人との交流や新たなつながりが生まれる機会を増やします。 	<p>政策企画課 市民課 観光振興課 地域コミュニティ推進課</p>
19	暮らしやすいまちづくりに向けた家事育児参画の意識啓発	<p>◆性別に関係なく互いに協力して子育てにかかわることについて、実践的な学習機会の創出や情報提供の充実に努めます。あわせて、子育て中の人に限らず、周囲の理解を促進し、父親が家事育児に参画することの重要性を啓発します。</p>	<p>こども未来課 市民課</p>
		<p>◆女性が自身の力を十分に発揮し、仕事や地域で活躍できるよう、女性活躍推進法の趣旨や理念について啓発します。</p>	<p>市民課</p>
20	地域で子育てを支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の保護者等を対象とした家庭子ども相談室等、相談窓口の連携強化を進めるとともに、子育て支援センター等に専門的な相談員を配置するなど、相談体制や指導の充実に努めます。 ・市民相互で子育てを支援するファミリーサポートセンターの仕組みを活かして、介護や育児の経験者等の参画を促進するとともに、経験や知見を活かした子育て支援の充実に努めます。 ・地域住民からの情報提供等、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や複雑多様化する相談に対して適切な対応に努めます。 	<p>子育て支援課</p>

5 災害等非常時における安全・安心の確保に向けた男女共同参画の視点を強化します

	基本施策	取組内容	担当課
21	男女共同参画の視点到立った防災活動・避難所運営等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策として、避難所の運営における男女のニーズの違い等、男女双方の視点到十分配慮するよう努めます。 ・地域の自主防災組織において男女双方の視点到基づいた活動が行えるよう女性の参画を促進します。 	総務防災課 地域コミュニティ推進課
		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点到立った災害や防災に関する備えや知識の普及、情報提供に努め、市民一人ひとりの自助力を高めて防災行動につなげます。 	総務防災課 市民課

基本方針Ⅲ 健康と安心をわかちあう誰一人置き去りにしない共生のまちづくり

1 健康の維持と安心して子育てができる社会の構築を進めます

	基本施策	取組内容	担当課
22	生涯を通じた健康支援の推進	・総合検診については、若い世代や子育て世代を中心に柔軟な対応を行い、受診しやすい環境の維持及び啓発を図るとともに、様々な年代や性別に応じた健康教室・健康相談などを継続します。	健康推進課
23	生きがいとコミュニケーションからつなげる健康づくりの促進	・コミュニケーションの場を通じて、市民が生きがいを感じられる機会を創出します。	生涯学習課 長寿福祉課
24	妊娠から子育てに至る安心して産み育てられる環境の推進	・妊娠、出産、子育てが安心して行えるよう、各種の検査・検診（または健診）や治療等に係る費用負担軽減に関する助成制度の効果的な情報発信を行うとともに、安心して子育てできる環境づくりを推進します。	子育て支援課
25	各種保育サービスの継続的な実施及び高齢介護支援体制の充実	・病後児保育、一時預かり、子育て短期支援（ショートステイ）等の多様な保育サービスについて、地域や関係団体等との連携を図り、持続可能な提供体制を検討します。	子育て支援課 こども未来課
		◆介護ニーズに応じた各種サービスの充実や質の向上に取り組むことにより、本人及び家族の負担軽減を図ります。 ◆介護に関わる人を支援するための学習機会や情報交換の場の提供に努めます。	長寿福祉課
		◆ダブルケアの問題等、子育てと介護、両方の負担に悩む家庭を支援するため、細やかなサービスの充実に努めます。	子育て支援課 こども未来課 長寿福祉課

2 高齢者・障害者・外国人の社会参画と理解を促進します

	基本施策	取組内容	担当課
26	高齢者の生きがい活動・社会活動の推進	・シルバー人材センター、老人クラブ等との連携を図り、様々な学習や交流の機会を提供します。 ・高齢者一人ひとりが特技や能力を発揮できるよう、多様な就労の機会づくりに向けた取組を推進します。	長寿福祉課

27	障害者の雇用・社会参加の促進	・公民問わず、障害者の特性に応じた理解を一層深め、ハローワークや障害者就労支援センター等と連携し、様々な職場における業務の見直し・掘り起こしを行うことにより、職場実習や就労の機会を広げ、障害者雇用を推進します。	障害者福祉課 人事課
28	外国人が暮らしやすい環境づくりの推進	・年代を問わず、日本人市民と外国人市民の交流や学習機会を通じて、相互の文化や人権を尊重し、安心して暮らすことができるよう、効果的な情報提供・情報発信に努めるとともに、多言語に対応した相談体制の充実を図ります。	政策企画課 市民課

3 ひとり親家庭等の自立支援と支援ネットワークを充実します

	基本施策	取組内容	担当課
29	ひとり親家庭等の自立支援に向けた相談体制等の充実	・ひとり親家庭等の市民が抱える複雑化・複合化する様々な課題に対し、分野横断的、制度の狭間に陥らない体制（重層的支援体制）を構築し、よりきめ細やかな対応を行うことで、自立に向けた伴走型支援を行います。	こども未来課 生活福祉課
30	誰一人置き去りにしない支援ネットワークの充実	・社会的に孤立することなく地域で安心して暮らせるよう、地域住民同士の交流を促進します。 ・困りごとが複雑化・複合化しても切れ目なく支援につながるよう、重層的支援体制整備事業等による包括的な相談支援体制の充実を図ります。	生活福祉課

基本方針Ⅳ 思いやりで築く安心安全なまちづくり

【京丹後市DV防止基本計画】

1 あらゆる暴力・ハラスメントの発生防止と相談しやすい環境づくりを進めます

	基本施策	取組内容	担当課
31	性犯罪等の防止のための理解の促進	・性犯罪等の防止に向けた意識啓発を進めるとともに、多様な情報媒体の活用により、性犯罪等の防止に関する情報提供を行います。	市民課
32	DV防止のための理解の促進	・配偶者等からの暴力をなくす啓発期間において、DV防止法の周知や暴力の発生防止についての学習・啓発活動を実施します。	市民課
33	相談しやすい環境づくりと迅速な被害者支援に向けた連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・広報により、国や府、警察や市、犯罪被害者支援センター等が行っている被害者支援や相談窓口の周知を図ります。 ・女性相談や女性電話相談等を通して、DV、性暴力、性犯罪、ストーカー被害の悩みを持つ市民の心のケアに努めます。 ・安心して相談窓口を利用していただけよう、研修等の受講により、相談技術の向上に努めます。 ・府、警察等関係機関との連携を強化し、潜在的ケースも含めた問題の早期発見や、被害者へのケースに応じた迅速な対応に努めます。 ・被害者の自立支援に向け、関係機関と連携し、犯罪被害者等支援に努めます。 ・関係機関と連携し、男性でも相談しやすい環境の整備・啓発に努めます。 ・国や京都府と連携し、加害者更生支援について啓発に努めます。 	市民課
		<ul style="list-style-type: none"> ・DVがある家庭の子どもの状況把握や、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見に努め、必要に応じて関係機関への情報提供を行い支援につなげます。 	市民課 子育て支援課
34	インターネット上の暴力・ハラスメントの防止に対する広報・啓発	・デジタル空間における性差別的言動、誹謗中傷、性的画像の拡散等の暴力やハラスメントの防止に向け、特に若年層を中心とした啓発・教育を推進するとともに、被害に遭った際の相談窓口の周知を図ります。	市民課

第5章 計画の進捗管理

1 重点目標の設定

本計画では、数値目標を設定し、毎年度その達成状況を把握・点検・評価し、その結果を次年度以降の事業に活かしていきます。

なお、他計画に基づいて設定している数値目標については、当該計画の数値目標が更新された場合、本計画に掲げる数値目標もあわせて更新します。

基本方針Ⅰ 性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり

NO.	指標項目	現状値	目標値
		令和6年度	令和17年度
1	社会全体で男女が平等になっていると感じる市民の割合（第3次京丹後市男女共同参画計画／市民意識調査結果）※1 【市民課】	26.0%	現状値以上
2	人権学習会への参加者数（第3次京丹後市総合計画） 【市民課】	1,282人	2,000人
3	自他を尊重する対等な関係づくりへの理解度（デートDV防止啓発講座参加者アンケート）※2 【市民課】	67.0%	100%

※1 男女平等の現状（単数回答）における「平等」の平均値

※2 全参加者（学生）のうち「講演を聴く前後で考えに変化があった」と回答した人の割合

基本方針Ⅱ 女性の活躍で切り開く、にぎわいと活気のあるまちづくり

NO.	指標項目	現状値	目標値
		令和6年度	令和17年度
4	管理職（課長補佐級以上）への女性登用率（市職員）（第2次京丹後市特定事業主行動計画）※1 【人事課】	32.3%	35.0%
5	男性職員の育児休業取得率（市職員）（第2次京丹後市特定事業主行動計画）※2 【人事課】	25.0%	85.0%※3
6	男女バランス（男女比率40%以上、60%以内）が偏っている審議会等の割合※4 【市民課】	14.3%	0%
7	審議会等における女性委員比率 【市民課】	42.6%	40.0%※5
8	女性の採用が増えた事業所の割合（第3次男女共同参画計画／事業所アンケート結果）※6 【市民課】	31.0% (令和5年度)	40.0%※7
9	事業所における男性の育休取得率（第3次男女共同参画計画／事業所アンケート結果）※8 【市民課】	59.1% (令和5年度)	85.0%※9

10	就業者における家事従事時間の男女格差（女性過多）（第3次男女共同参画計画／市民意識調査結果）※10 【市民課】	1時間54分 （平日）	1時間※11
11	移住世帯数（第3次京丹後市総合計画） 【政策企画課】	57世帯	65世帯
12	避難所運営に関する男女共同参画の視点の達成率（地方公共団体における男女共同参画の視点からの防災・復興に係る取組状況調査を参考）※12 【総務防災課】	37.0%	60.0%※13

- ※1 全管理職人数（課長補佐級以上）のうち、女性の割合
- ※2 新たに育児休業取得可能となった男性職員のうち、育児休業取得した人の割合
- ※3 厚生労働省「こども未来戦略方針」における目標値（2030年、2週間以上の取得率）
- ※4 **第6次男女共同参画基本計画における目標値（2030年度）**
- ※5 第2次京丹後市男女共同参画計画における目標値を引き続き目標値とし、本市の現状を踏まえ、今後は現状値を維持することで計画を推進していきます。
- ※6 令和元年度と比べた女性の雇用管理の変化（複数回答）における全回答数のうち「女性の採用が増えた」の回答割合
- ※7 過去調査の伸び率から算出
- ※8 配偶者が出産した男性従業員のうち、育休を取得した人数の割合
- ※9 厚生労働省「こども未来戦略方針」における目標値（2030年）
- ※10 就業者している人のうち、平日の家事にかかる時間の男女差
- ※11 第2次京丹後市男女共同参画計画における目標値を引き続き目標値とします。
- ※12 男女共同参画視点の項目（その他除く）のうち、達成できている項目の割合
- ※13 令和6年度調査における上位5市（京都市除く）の達成率の平均から算出

基本方針Ⅲ 健康と安心をわかちあう誰一人置き去りにしない共生のまちづくり

NO.	指標項目	現状値	目標値
		令和6年度	令和17年度
13	乳がん検診の受診率（第3次京丹後市健康増進計画／総合検診結果）※1 【健康推進課】	49.1%	50.0%
14	子宮頸がん検診の受診率（第3次京丹後市健康増進計画／総合検診結果）※2 【健康推進課】	43.6%	50.0%
15	ストレスがあった人の中で相談していない人の割合（第3次京丹後市健康増進計画／健康増進計画アンケート調査結果）※3 【健康推進課】	18.0% （令和2年度）	現状値以下
16	何らかの地域活動を実施している人の増加（第3次京丹後市健康増進計画／健康増進計画アンケート調査結果）※4 【健康推進課】	男性 36.8% 女性 24.7% （令和2年度）	男性 80.0% 女性 80.0%

17	介護離職しなかった人の割合（第9期京丹後市高齢者保健福祉計画／在宅介護実態調査結果）※5 【長寿福祉課】	62.3% (令和4年度)	現状値以上
18	「京丹後市が住みやすい」と感じている外国人市民の割合（第3次京丹後市多文化共生推進プラン／外国人市民アンケート調査結果）※6 【政策企画課】	46.0% (令和4年度)	60.0%

※1 40歳以上の女性のうち乳がん検診を受診した人の割合（隔年）

※2 20歳以上の女性のうち子宮頸がん検診を受診した人の割合（隔年）

※3 ストレスがあった人の中で相談していない人の割合

※4 「自治会、ボランティア、老人会、地区サークル活動などに参加されていますか。」という質問に対し、「はい」と回答した人の割合（60歳以上）

※5 「ご家族やご親族の中で、ご本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか」という質問に対し、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答した人の割合

※6 「京丹後市の住みやすさ」という質問に対し、行政手続き、仕事の環境など9項目を5段階（悪い1→良い5）で評価した人のうち、4～5と回答した人の割合

基本方針Ⅳ 思いやりで築く安心安全なまちづくり

NO.	指 標 項 目	現状値	目標値
		令和6年度	令和17年度
19	配偶者等のDVに関する知識の普及率（第2次京丹後市男女共同参画計画／市民意識調査結果）※1 【市民課】	69.2%	100.0%
20	DVを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合（第2次京丹後市男女共同参画計画／市民意識調査結果）※2 【市民課】	7.4%	0%

※1 「配偶者等からのDVについて、経験したり、見聞きしたことがありますか」という質問に対し、「知識として知っている」と回答した人の割合

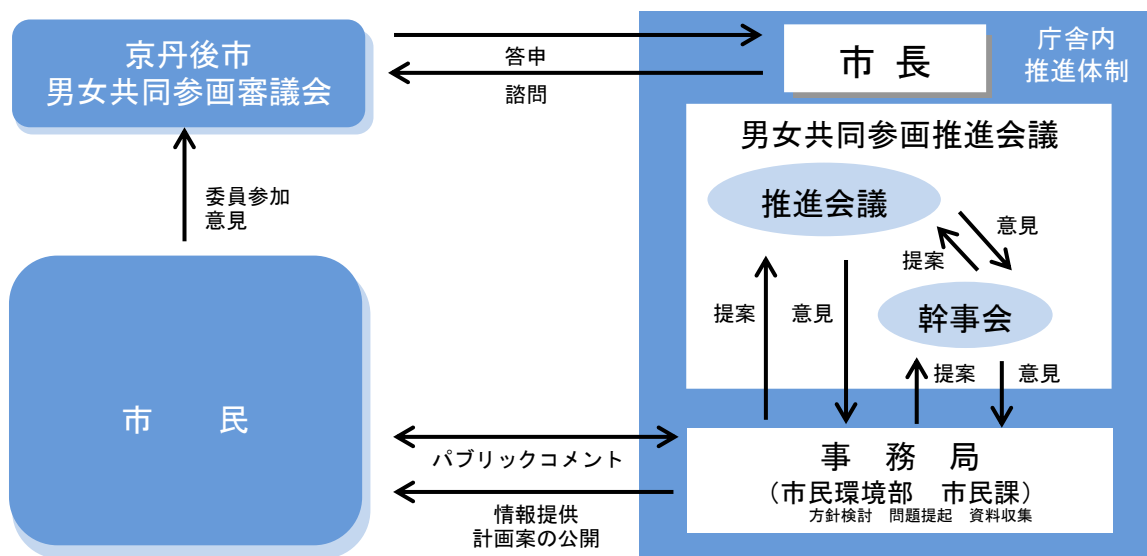
※2 DV及びデートDVについて「自分が暴力を受けたことがある、自分が暴力をふるったことがある、身近に経験した人がいる」と回答した人のうち、「どこに相談したらよいかわからず、誰にも相談しなかった」と回答した人の割合

2 推進体制の強化と施策の計画的な推進

男女共同参画に関する施策は多岐にわたっており、様々な部署において推進されていくこととなります。そのためには、施策の担い手である市職員の一人ひとりが男女共同参画に関する理解と共通認識を持ち、日頃から男女共同参画の視点を持って業務にあたっていくことが大切です。

男女共同参画の推進に全市的に取り組むため、部局を横断する推進本部として、「京丹後市男女共同参画推進会議及び幹事会」の充実に努め、年に1回進捗管理を行います。また、市民・地域・事業者等の取組を支援する推進体制の確立と強化に努めます。

各施策については各部局との調整を十分に行いながら、本計画に基づいて計画的かつ効果的に推進します。また、「京丹後市男女共同参画条例」に基づき、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進します。



資料編

1 京丹後市男女共同参画条例

平成23年7月1日

条例第17号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 基本的施策(第11条—第24条)

第3章 京丹後市男女共同参画審議会(第25条)

第4章 雑則(第26条)

附則

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、今なお、男女の個人としての自由な選択及び活動を制約するような意識、制度、慣行等が根強く残っている。少子高齢化の進展及び人口減少時代の到来に伴い、社会経済情勢及び地域・環境の変化に対応していくため、男女が互いの違いを理解し合い、互いを尊重しつつ協力しながら、双方の視点を活かして個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められている。

ここ丹後は、国内でも珍しい女性首長の古墳の存在をはじめ、大和王権の皇后に相次いで奉ぜられた伝説や丹後七姫の伝承が今に伝えられるように、古くから女性が活躍し、また、近世からは女性が基盤産業である丹後ちりめんの担い手となるなど地域の発展に重要な役割を果たしてきたところである。

ここに、私たちは、先人の知恵によって築かれた歴史と文化に学びつつ、市と市民等の協働により、男女の対等な参画を妨げている課題を乗り越え、誰もが持てる力を十分に発揮することができる社会を実現し、もって真に豊かで心の通い合うまちをつくることを決意し、男女共同参画の推進に関する基本理念等を定めた、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる

事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、在学・在勤する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育に携わる者 市内において、学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (5) 市民団体 市内において、自治会、PTAその他の住民福祉向上等のために活動を行う団体をいう。
- (6) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある男女間での、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の活動について、人生の各段階に応じて自ら希望するバランスで展開できることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 個人としての尊厳が平等に重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女の性別による固定的な捉え方を反映した制度及び慣行が改善され、男女が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに地域及び民間の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活における活動について家族の一員として

の役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって職業生活、地域生活その他の活動に対等に参加でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。

(5) 男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関し双方の意思が基本的に尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができること。

(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び京都府その他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体(以下「市民等」という。)と協働して取り組むよう努めるものとする。

3 市は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に関する理解を深め、事業活動に際して就労環境を整備し、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、基本理念に関する理解を深め、男女共同参画社会の形成の推進に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の役割)

第8条 市民団体は、基本理念に関する理解を深め、運営又は活動に際して男女が共に参画する機会を確保し、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。
(情報及び表現に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、男女の役割の固定的な捉え方並びに性的な暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進に関する施策の妨げとなる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、第25条に規定する京丹後市男女共同参画審議会に諮問するとともに、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて男女共同参画計画の見直しを行うものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の推進体制の整備等)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、随時、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する活動拠点施設の機能充実を図るものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、男女共同参画計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(積極的改善措置)

第15条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民等と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関等における委員の委嘱等に当たっては、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第16条 市は、学校教育その他の生涯にわたる教育及び学習活動の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(男女共同参画の理解を深めるための措置)

第17条 市は、男女共同参画に関する市民等の関心及び理解を深めるため、積極的に情報提供及び広報活動を行い、学習機会の充実及び啓発活動に努めるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第18条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、市民等との協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市民等の報告及び表彰)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画の推進に関する事項について報告を求めることができる。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていると認められる市民等に対し、京丹後市男女共同参画審議会の意見を聴いて、これを表彰することができる。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第20条 市は、事業者に対し、雇用の場における男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報及び学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(個人で営む事業における男女共同参画の推進)

第21条 市は、個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

第22条 市は、市民が家庭生活における活動と職業生活における活動の両立を図ることができ、地域社会に参加することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めるものとする。

(生涯を通じた健康支援)

第23条 市は、男女が対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、尊重し合い、生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むことができるよう、情報及び健診機会の提供その他の必要な支援

を行うよう努めるものとする。

(苦情の申出等)

第24条 市民等は、性に基づく人権侵害の相談があるとき、又は市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に対して苦情があるときは、市長に申し出ることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による相談及び苦情の申出を受けたときは、必要に応じて、京丹後市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 京丹後市男女共同参画審議会

(京丹後市男女共同参画審議会)

第25条 男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として、京丹後市男女共同参画審議会(以下この条において「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第11条第2項、第19条第2項及び前条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について審議する。

3 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(男女共同参画計画に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている京丹後市男女共同参画計画は、第11条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

(京丹後市男女共同参画審議会条例の廃止)

3 京丹後市男女共同参画審議会条例(平成17年京丹後市条例第9号)は、廃止する。

2 京丹後市男女共同参画審議会委員名簿

○京丹後市男女共同参画審議会委員名簿

【令和6年10月11日～令和8年10月10日】

会長、委員等	氏名	役職名
会長	丸田 智代子	京丹後市女性連絡協議会会長
副会長	藤村 幸澄	一般社団法人京丹後青年会議所副理事長
委員	青木 美恵	京丹後市農業委員会 農業委員
//	山副 雅彦	京丹後市小中学校長会連絡協議会 副会長
//	志水 美咲	京丹後市PTA協議会 家庭教育委員長
//	板倉 俊明	京丹後市商工会事務局長
//	稲葉 カヨ	京都市男女共同参画推進協会 理事長
//	上田 美知子	京丹後市国際交流協会 副会長
//	大木 由紀子	京丹後人権擁護委員協議会人権擁護委員
//	蒲田 克行	峰山金融協会 代表
//	藤井 美枝子	京丹後市社会福祉協議会 会長
//	藤原 靖子	大宮こども園保護者会 会長
//	小谷 元喜	京丹後市PTA協議会 副会長
//	室田 邦枝	京丹後市民生児童委員協議会 副会長
//	江浪 敏夫	京丹後市区長連絡協議会 監事

3 計画策定の経過

○各種会議開催経緯

令和7年度 開催日	会議等	主な内容
12月4日	第1回男女共同参画推進会議幹事会	・男女共同参画計画（第3次）の概要
1月15日	第1回男女共同参画推進会議	・男女共同参画計画（第2次）の総括等 ・男女共同参画計画（第3次）の概要
1月26日	第1回男女共同参画審議会	・委員委嘱、諮問 ・男女共同参画計画（第2次）の総括等 ・男女共同参画計画（第3次）の概要
2月16日	第2回男女共同参画審議会	・計画案の検討 ・基本理念の検討
3月23日	第3回男女共同参画審議会	・パブリックコメントの結果について ・計画最終案について

第3次京丹後市男女共同参画計画

デュエットプランⅢ

令和8年3月

発行：京丹後市役所市民環境部市民課

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電話：0772-69-0210 FAX：0772- 62-6716